

平成28年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

平成28年2月26日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午後 4時23分

◎出席議員（12名）

1番	益子明美	2番	佐藤信親
3番	橋本操	4番	小川洋一
5番	高田悦男	6番	大森富夫
7番	樋山隆四郎	8番	佐藤昇市
9番	中山五男	10番	小森幸雄
11番	平塚英教	12番	川上要一

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	大谷 範 雄
副組合長	福島 泰 夫
会計管理者兼管理課長兼会計室長	石川 浩
事務局長	川俣 秀 夫
事務局次長兼保健衛生センター所長	荒井 洋 一
総務課長	山口 守
施設整備室長	澤村 雅 彦
病院長	宮澤 保 春
統括管理監兼病院事務長兼総務課長	関口 忠 司
病院経営企画課長	塩野目 修 一
医事課長	青木 優
消防長	西宮 一 美
消防本部次長兼総務課長	吉住 一 男
消防本部警防課長	小原澤 英 雄

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	山 口 守
議事係長	両 方 博 幸
書記	石 田 直 人
書記	和 田 敦 子

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合行政不服審査会条例の制定
について (組合長提出)
- 日程第4 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合職員の降給に関する条例の
制定について (組合長提出)
- 日程第5 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合情報公開条例の一部改正に
ついて (組合長提出)
- 日程第6 (議案第4号) 南那須地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部改
正について (組合長提出)
- 日程第7 (議案第5号) 南那須地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の
公表に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第8 (議案第6号) 南那須地区広域行政事務組合議会の議員及び組合長等の
議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(組合長提出)
- 日程第9 (議案第7号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等
の一部改正について (組合長提出)
- 日程第10 (議案第8号) 南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類
及び基準に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第11 (議案第9号) 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正に

ついて (組合長提出)

日程第12 (議案第10号) 南那須地区総合健康管理センターの設置及び管理に関する条例の廃止について (組合長提出)

日程第13 (議案第11号) 平成27年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)の議決について (組合長提出)

日程第14 (議案第12号) 平成27年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について (組合長提出)

日程第15 (議案第13号) 平成27年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算(第1号)の議決について (組合長提出)

日程第16 (議案第14号) 平成28年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について (組合長提出)

日程第17 (議案第15号) 平成28年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について (組合長提出)

日程第18 (議案第16号) 平成28年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について (組合長提出)

日程第19 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（川上要一） 皆さん、御苦労さんでございます。全員協議会に引き続いての定例会でございます。当組合の28年度の各事業の予算等々、今日は多くの議案が提案されております。皆さんにおかれましては慎重に、かつスムーズに定例会が進められるよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

これより議事日程に基づき議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（川上要一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

11番 平塚英教君

1番 益子明美さん、2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（川上要一） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合行政不服審査会条例の制定
について

○議長（川上要一） 日程第3 議案第1号 南那須地区広域行政事務組合行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました 議案第1号 南那須地区広域行政事務組合行政不服審査会条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、行政不服審査法の改正に伴い、組合長が不服申し立てについての最終的な判断を行う前に、その判断の妥当性について有識者で構成をする第三者機関に諮問し、答申を受けることになりました。この第三者機関といたしまして、行政不服審査会の設置に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

内容の詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議の上に可決ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） 補足説明を申し上げます。行政不服審査会条例の制定の概要ですが、住民が行政のした処分に不服がある場合にとれる法的手段として、裁判所に訴訟を提起する方法と、もう1つは行政不服審査法に基づいて行政に対して不服を申し立てる方法がありますが、行政不服審査法において、今回の法改正により、行政不服審査会を第三者機関として設置し、公平性を保つという目的から行政不服審査会条例を制定するものであります。

それでは、議案書に基づいて説明させていただきます。

第1条は審査会の設置を規定するものです。

第2条は審査会委員数を規定するものです。

第3条は委員としての取り扱いを規定するものであります。

第4条は会長の職務を定めるものであります。

第5条は専門委員について規定するものであります。

第6条は会議の内容について規定するものであります。

2ページに入りまして、第7条は審査会の庶務について定めるものでございます。

第8条は、審査会の運営に関して必要な事項は規則で定めることを規定するものであります。

第9条は罰則を定めるものであります。

附則として、この条例は平成28年4月1日からの施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（川上要一） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

11番、平塚君。

○11番（平塚英教） 議案第1号でございますが、行政不服審査会条例の制定ということでございます。今、総務課長のほうから提案の説明があつたのですが、住民が行政執行に対して不服の申出を訴える方法として、裁判所へ直接訴訟を起こすというのと、行政機関に不服審査を申し出るという2点があるという説明でした。

その中で、今回は行政のほうに直接不服を申し出ることに対する、不服審査会の設置ではないかと私は思っているのですが、行政不服審査の申入れの窓口は、この広域行政の総務課と考えていいのかどうか。その辺、どんなふうを考えておりますか。

さらに、先ほどの全協での説明では、この審査会は、当組合では案件が出てから、それに精通した詳しい方に委任をするという説明でございましたが、今までそのような不服審査等の事例があつたのかなかったのか、その点についても説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） 2点の質問について、審査請求の窓口がどこかということに対しましては、この広域行政の総務課になります。それから事例につきましては、現在のところ、調べましたがありません。

以上です。

○11番（平塚英教） わかりました。

○議長（川上要一） よろしいですか。そのほかございませんか。
9番、中山五男君。

○9番（中山五男） 1件、確認のためにお伺いしたいと思います。この第3条の委員
なのですが、この委員の選任は、不服申立てがあったときに選任をしまして、この審査が
終了すればその時点で解任と解してよろしいのでしょうか。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） そのとおりでございます。

○9番（中山五男） 了解しました。

○議長（川上要一） そのほかございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（川上要一） これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第1号 南那須地区広域行政事務組合行政不服審査会
条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政

事務組合行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の降給に関する条例の制定について

○議長（川上要一） 日程第4 議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

[組合長 大谷範雄 登壇]

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の降給に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部改正により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が規定をされ、人事評価制度の導入が求められることになりました。人事評価とは、上司が部下の仕事ぶりや仕事の結果を評価し、優れている点を認識し、さらに仕事に活用をする。また劣っている点やいけない点は指導して、よい仕事をするように仕向けていくために行うものでございます。適材適所の人事配置や給与等への反映など、能力、実績に基づく人事管理を行うための、降給に関する条例を定めるものでございます。

詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） 補足説明を申し上げます。この条例は、人事評価制度の活用により職員の降給に関する条例を定めるものですが、第1条は、職員の意に反する降給に関し、必要な事項を規定することを定めております。

第2条は降給の種類を定めております。

第3条は降格の事由を定めたものであります。

2ページになりまして、第4条は降号の事由を定めたものであります。

第5条は、降給させる場合の通知の方法を定めております。

第6条は、受診命令に従う義務を定めております。

第7条は雑則を定めております。

附則として、この条例の施行日を定めております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（川上要一） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、大森富夫君。

○6番（大森富夫） わざわざ降格に関して条例を定めるということが出てきているのですが、降格の理由として能力とか職務についての人事評価というところは、対比としていけば、昇給はどうなのですか。人事評価としては昇給のほうが大事だと思うのですが、わざわざ降格の条例を定めるという点についての説明とともに、じゃあ昇給はどうなのだという点について、答弁はできるのでしょうか。できなければいいですが。その説明は一体どうなのですか。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） ただいま説明させていただきました、降給に関する条例の制定ですが、これは人事評価制度で評価をして、ちょっとまずいという方に対しては降格をするという条例を定めるものでありまして、昇給については職員の給与に関する条例のほうで、成績がよければというところに載っています。

この降格以外では、地方公務員法のほうで懲戒処分とか分限のほうでされるということになっております。あくまで、この降格に関する条例は、人事評価制度による降格の制度を設ける条例でございます。

○議長（川上要一） 6番、大森富夫君。

○6番（大森富夫） この人事評価については、非常に職員の意欲を出させるような、そういうための昇給、降格の取扱いだろうと思うのですが、実際問題として、評価システムはどういう人事評価システム、これは予算の関係も出てくるかと思うのですが、システ

ム上はどういうことになるのか、この点について伺いたいと思います。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） 人事評価ですが、地方公務員法が26年に一部を改正する法律が施行されまして、人事評価制度の導入ということは、職員がその職務の遂行に当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価で、これを任用とか給与とか分限その他の人事管理の基礎とするということで決まっています。組合としましては28年度予算に、後で予算書に出てきますが、200万円の業務委託料を計上させていただいております。

組合としては、28年度に入りましたら、上半期で委託業者を決めて、それから人事評価制度の基本構想をつくったり、あとは概要設計とか詳細設計と。そういう中には評価シートが入ってきます。それと同時に、評価をしますから、評価する人、される人、それぞれの研修を受けながら、下半期には試験的に人事評価をやってみるという、28年度の事業内容はそんな感じで今考えております。

以上です。

○議長（川上要一） 6番、大森富夫君。

○6番（大森富夫） 降格、昇格、降給、昇給、これを公平に人事評価ですからしていかなければなりません。その公平性の確保。この担保というのはどういうふうに。業者に委託することになるのですが、実際、組合であれ自治体であれ、人事評価の公平性の確保の担保はどういうふうなことになるのでしょうか。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） その担保につきましても、まだ4月になって、今までやったことがないものですから、専門のコンサル業者からいろいろな意見を聞きながら研修を重ねて、きちっとした人事評価制度ができるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川上要一） ほかにございませんか。

11番、平塚英教君。

○11番（平塚英教） これは国の地方公務員法の、改定に伴う法的義務化ということだと思いますが、まず、広域行政事務組合の任命権者はどなたですかということが1点。

それと、この広域行政事務組合職員の労働組合等がありますかというのが2点目です。

3番目は、この人事評価を受けた内容が到底納得できない、不当だというような場合には、先ほどの行政不服審査会ではないけれど、どこに申し入れたらいいのでしょうか。

最後に、この任命権者は人事評価はされますか、されませんか。

その4点について回答をお願いします。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） ここでいう任命権者とは、まだ私のほうで細かく答えるまでに至っていませんで、新年度になってから細かい内容については検討することとしておりますが、任命権者といえば組合長と各所属長になると思います。

それと2点目の、組合はあるのかにつきましては、労働組合はございません。

それから、内容について不当な場合の手続については、行政不服審査会に申し出るのかという質問に対しては、そういうことになると思います。

以上です。

○11番（平塚英教） もう1点。任命権者を人事評価しますかというのは。答えはないと。想定外。

○総務課長（山口守） 今の段階ではちょっと、答弁できません。申しわけございません。

○11番（平塚英教） わかりました。条例を提案するのですから、任命権者が誰なのか明確にしないと、これは法的要件ですからね。しっかりしてください。

例えば、地方自治体でいえば首長、農業委員会、教育委員会、代表監査、議長と、こうなっていますよ。任命権者というのは。したがって、組合長と、あとは消防長、病院長。そこらになるのかなと私はお見受けします。

それと、これは職員の労働権限に当たるものですから、本来であれば組合と話し合いを

して、納得いくような進め方をしないと本来まずいですよね。ましてや、広域行政の職員には組合はないということでございますので、一方的に降格するための条例を制定するという内容だと私はお見受けいたしました。

不服審査の問題は、不服審査委員会は行政手続のほうなので、私の調べた範囲では、市町では公平委員会というのを設置して、そこで申出があれば審査をするというのが通例で、県は人事委員会で審査をするということなのですが、恐らく弱小市町では、そういう公平委員会を設置するほどの力はないので、県の人事委員会等に委託をするということになるのではないかと聞いております。

そこら辺もきちんと調べて条例提案をしていただきたいなということと、任命権者の人事評価はないということですね。わかりました。

○議長（川上要一） そのほか、ございませんか。

9番、中山五男君。

○9番（中山五男） これは組合長さんに一点お伺いしたいと思います。この地方公務員法の第40条にこう書いてあるんです。任命権者が職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないと、こうあるわけです。これは今回の改正ではありませんよ。前々から地方公務員法に載っているわけです。

そこでお伺いしたいのですが、正副組合長さんは、町長又は市長としての職務がある中で、この広域行政の職員、これは病院の職員を含めると290名からになります。この職員の勤務成績というものをいかにして評定されているのか、お伺いします。

○議長（川上要一） 組合長。

○組合長（大谷範雄） 今回のこの条例改正は、ご指摘のように地方公務員法の法律の一部改正によりまして人事評価が義務づけられたということは、ぜひご認識いただきたいと思います。必置の条例だにご認識いただきたいと思いますが、そこで任命権者についての組合長としての評価というのは、当然やはりしなければならないと思っておりますが、基本的には、こういう人事評価、あるいは昇給、昇格、降格というのは、これは私は加点主義でいくべきだろうと考えています。減点主義をあまり推し進めると、あらを見つけて、その職員の意識啓発はむしろ減退します。

したがって、名前は降格となっていますが、要は、やはり加点主義ということで、いい

ところを伸ばして、昇給をできるだけ促すというような評価の原則で、私はしていきたいなど考えています。

以上です。

○議長（川上要一） 9番、中山五男君。

○9番（中山五男） 今、組合長のご答弁のとおりだと思うのですが、その勤務成績を、組合長さんとしてどのようにされているのか。その方法です。

○議長（川上要一） 組合長。

○組合長（大谷範雄） 組合といたしましては、各部署に長がおります。この広域行政事務組合では事務局長です。病院であれば病院長、事務長がおります。消防は消防長、そして担当の課長がおります。そのようなところの評価を、十分私は今でも尊重いたしておりますし、また各自治体の現場に赴きまして、その実態も随時、激励という意味で各部署を訪れて、私は激励を行っているという、組合についてはそんな状況であると私は思っています。

○9番（中山五男） 了解しました。

○議長（川上要一） 5番、高田悦男君。

○5番（高田悦男） 5番、高田であります。まず、この議案第2号についてであります。第1条でうたっておりますように、職員の意に反する降格及び降給の条例であります。したがって、本人の意に反する降給・降格が行われるときに、先ほど同僚議員からも質問がありましたが、救済措置を完全にしておく、これが必要ではないかと思っています。

その点と、第3条イ、任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、これは心身の障害とは言っていないと思うのですが、この心身の故障の関係については、できれば病院長の説明をいただければと思います。

以上です。

○議長（川上要一） 病院長。

○病院長（宮澤保春） 細かく精査はまだしておりませんので申しわけありませんが、恐らく、診断書等で表現されるべき、医療法とかでの評価で使われております、精神障害等の疾患が当たるのかなと考えております。

身体障害につきましては、障害者ごとの問題もありますので、簡単に否定できるものではないと思うのですが、ちょっとこの内容を一言でまとめるのは難しいと思いますが、個別に判断していかざるを得ないのかなというのは考えています。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） 第1条の意に反する降給に関する質問の答えとしましては、救済の方法としましては公平委員会に申請するという方法があることは、当人には伝えるようにはしたいと思います。

以上です。

○議長（川上要一） 5番、高田悦男君。

○5番（高田悦男） 病院長から回答をいただいたわけですが、それだけに、この心身の故障があると診断というのは大変難しい材料になるのではないかと思います。

そういうことで、人事評価の公平性について、まず本人と担当の上司だと思うのですが、十分話し合いをするということを求めたいと思います。本人が納得しない限り、降給はあり得ないのではないかと思います。

あと、自治体も、障害者を優先的に雇用するということは当然法律で決まっています。この精神から外れることがないように運用してもらいたいのですが、その点についてももし答弁があれば求めたいと思います。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） ただいまの、公平性について本人と話し合いをするということは、そのようにしたいと思います。

それから、障害者雇用につきましても、十分検討して進めてまいりたいと考えております。

○議長（川上要一） よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

11番、平塚英教君。

○11番（平塚英教） 議案第2号、南那須地区広域行政事務組合職員の降給に関する条例の制定についてであります。これは2007年6月の国家公務員法改正で導入された能力・実績主義に基づく人事評価制度を、2014年4月25日成立の地方公務員法地方独立行政法人法の一部を改正する法律で、地方公務員にも導入するものであります。

人事評価は任命権者が任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するとして、分限・免職にも適用するとしています。また、任命権者は標準職務遂行能力をその裁量で定めることができ、これを任用に適用するとしています。これは憲法15条2項が定める、全体の奉仕者として公正中立の立場で住民の権利と福祉の実現のためにその能力を発揮すべき地方公務員を、組長をはじめとする任命権者の言いなりへと変質させかねません。

こうした人事管理は、政府が推進する人件費削減方針のてことなるものであります。人事評価で下位評価に落とさせることによって人件費削減を進めることは許されません。

これに基づいて、この広域行政事務組合職員の降給に関する条例を定めるということは、労働者の権利を不当に妨げるものだという立場から反対とさせていただきます。

○議長（川上要一） 次に、本案に賛成の発言があればお伺いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川上要一） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

○4番（小川洋一） ちょっと待ってください。私、賛成の立場から。

○議長（川上要一） それでは、賛成の立場から、4番、小川洋一君。

○4番（小川洋一） 私は、公務員になればもうこれで安泰だと、公務員の人は皆さん

こう思っていると思うのです。私は、私たちの税金で公務員は給料をもらっている。町民から見れば、あそこに入っている職員は何だという職員もいるわけです。優秀な職員もいるし、普通にやっている人もいます。よく言われますよね、2・6・2と。優秀な職員もいればだめな職員もいます。私はそう思っております。

この中に、全部が全部下げただけではなくて、こういうことも書いてあります。第3条で、全体評語が最下位の場合と。それでもだめで、指導その他組合長が定める措置を行ったにもかかわらずと。ここで救済目安があるわけです。言ってだめなものは、私は降格してもしょうがないのではないかと。

そういうわけで、それでも改善されないときは降格してもしょうがないのではないかと私は思っております。そういうわけで、私はこの法案には賛成でございます。

○議長（川上要一） 討論はほかにございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（川上要一） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。反対討論がありましたから、起立により採決をいたします。

議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の降給に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（川上要一） 賛成多数と認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の降給に関する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合情報公開条例の一部改正について

○議長（川上要一） 日程第5 議案第3号 南那須地区広域行政事務組合情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第3号 南那須地区広域行政事務組合情報公開条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は先ほど議決をいただきました議案第1号、行政不服審査会の第三者委員会設置に関連した改正が主でございます。

詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） 補足説明を申し上げます。それでは議案書をごらんください。

目次の第3章は、不服申立てを審査請求に改めるものであります。

続きまして第12条、第13条は文言を整理するものであります。

2ページになりまして、第18条、19条、20条は、不服申立て等を審査請求に文言を整理するものであります。

3ページをごらんください。第21条は、審査会の文言を整理するものであります。

4ページをごらんください。第22条、23条、24条、25条は不服申立てを審査請求に文言を整理するものであります。

附則として、この条例は28年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（川上要一） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第3号 南那須地区広域行政事務組合情報公開条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 南那須地区広域行政事務組合情報公開条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6（議案第4号）南那須地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部改正について

○議長（川上要一） 日程第6 議案第4号 南那須地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第4号 南那須地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は平成25年5月31日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、南那須地区広域行政事務組合個人情報保護条例での特定個人情報の取扱い等を盛り込むための改正であります。

詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議をいただきまして、可決ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） 補足説明を申し上げます。個人情報保護条例の一部改正の内容ですが、保護条例での特定個人情報、いわゆる個人番号を内容に含む個人情報のことをいいますが、この特定個人情報の取扱いについて規定するものであります。

それでは説明いたします。議案書の第1条は、本条での個人情報の範囲に、個人情報に該当しない特定個人情報を含むことを規定するものであります。

続きまして2ページをごらんください。第2条は、第3項で特定個人情報、第4項で情報提供等記録、第5項で特定個人情報ファイルのそれぞれの定義を規定するものであります。

第3条は、第1条の改正と同様でございます。

3ページ、第5条の2は、特定個人情報保護評価における実施機関について規定するものであります。

第6条は、審議会の文言を整理するものであります。

4ページの第6条の2は、特定個人情報ファイルを保有する際の事前通知事項について規定するものです。

6ページ下段の第6条の3は、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表の方法等について規定するものです。

続きまして7ページ下段の第7条は、本条での個人情報の範囲から特定個人情報のことを規定するものであります。

8ページ、第7条の2、特定個人情報の目的外利用の制限について規定するものです。

7条の3は、番号法に規定する場合を除き、特定個人情報の提供を制限する旨規定するものです。

9ページ、第8条は、第7条の改正と同じです。

第9条は、審議会を審査会に改正するものであります。

第10条、第11条は、第1条の改正と同様です。

10ページ、第12条は文言の整理をするものでございます。

第13条は、第1項では、一部除外規定はありますが第1条と同様に個人情報の範囲を規定するもの。第2項で、開示できる個人情報の範囲を規定し、11ページ、第3項で、開示請求できる死亡者の個人情報の範囲を規定するものです。

第14条は、開示請求できるものに本人の委任による代理人を追加するものであります。

第19条は、特定個人情報の開示決定等については、行政機関個人情報保護第19条第1項及び第2項の規定に合わせ、30日以内と規定するものです。

12ページ、第21条の2は、情報提供等記録を訂正した場合の提供先への通知について規定するものであります。

第22条は文言を整理するものであります。

13ページ、23条は、死者の個人情報の訂正を請求できる者の例外規定を追加するものです。

28条第1項では、一部除外はありますが第7条と同じく個人情報の範囲を規定するもの。第2項及び第3項で、個人情報の利用停止、消去または提供の停止を請求できる範囲及び死者の個人情報開示の例外規定を追加するものです。

14ページ、第29条は、本条での個人情報の範囲に、個人情報に該当しない特定個人情報を含み、第5条第3項第1号に規定する事務に関わるもの及び情報提供等記録から除くことを規定するものです。

15ページ、第33条は、一部除外はありますが、第1条の改正と同様です。

16ページ、第34条、第35条は、不服申立て人を審査請求人に改めるものであります。

第36条、第37条は、第33条の改正と同様であります。

17ページ、第38条は、本条での個人情報の範囲から第5条第3項第1号に規定する事務に関わるものを除くことを規定するものであります。

第41条は、個人情報保護審査会の意見を審査会で述べることを規定するものであります。

18ページ、第42条、19ページ、第46条、第51条は第1条の改正と、第49条は第7条の改正と同様です。

一部改正条例の附則は、改正条例の施行期日を定めたものです。

以上、補足説明を終わります。

○議長（川上要一） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

11番、平塚英教君。

○11番（平塚英教） 議案第4号でございますが、事務組合の個人情報保護条例の一部改正ということでございまして、マイナンバーが施行されたことに伴って、この広域行政事務組合も事業所 でございますので、職員給与関係で、職員のマイナンバーを管理することについて、情報を保護するというでこのような文言の制定をするという理

解でよろしいのでしょうか。その辺、確認をしておきたいと思います。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） この個人情報保護条例の一部改正につきましては、マイナンバーが既に運用されているわけですが、組合としましては、組合の職員に対して、現在まで源泉徴収とか年金関係とか退職組合登録とか、今、マイナンバーを書いて提出することになっています。その、職員向けのマイナンバーを保護するための条例を、個人情報条例の中に組み込むという改正であります。

○議長（川上要一） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 質疑をこれで終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 南那須地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 南那須地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7（議案第5号）南那須地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

○議長（川上要一） 日程第7 議案第5号 南那須地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第5号、南那須地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、毎年、任免、職員数、給与、勤務時間、休業、分限、懲戒処分等の人事行政の運営等について公表しておりますが、平成28年度から始まる人事評価制度等の採用により、職員の人事評価の状況や、職員の退職管理の状況等の公表が追加されることによる改正でございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

11番、平塚英教君。

○11番（平塚英教） 議案第5号でございますが、先ほど審議をしました降給関係でございますが、人事評価を、今までは勤務成績の評定ということで報告の中にあつたのですが、今度はその、どういう人事評価をしたかという内容について公表するということと受けとめてよろしいのですね。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） そのとおりでございます。

○議長（川上要一） よろしいですか。ほかにごございませんか。

6番、大森富夫君。

○6番（大森富夫） 第2条ですが、改正後こういうふうになるということですが、公表の方法、内容等、これは第2条に入っていますが、こういったところまで評価を公表するのか聞きたいと思います。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） この公表につきましては、組合ではこれまでホームページに公表しています。それから広域の広報誌、それと広域の入り口の掲示版、その3カ所で公表しております。

以上です。

○議長（川上要一） 6番、大森富夫君。

○6番（大森富夫） ちょっとわかりにくいのですが、見たこともありませんし、この人事評価につきまして、もちろん個人的にどうというような公表はしていないとは思いますが、その内容について。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） この公表につきましては、組合全体の任免や職員数、その年度ごとの、あと給与の実態、それから勤務時間とか、給料とか分限とか懲戒処分があったかどうか、そういう組合全体での数字を公表しています。

○議長（川上要一） ほかにございませんか。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第5号 南那須地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議なしと認めます。よって議案第5号 南那須地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8（議案第6号）南那須地区広域行政事務組合議会の議員及び組合長等の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（川上要一） 日程第8 議案第6号 南那須地区広域行政事務組合議会の議員及び組合長等の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第6号 南那須地区広域行政事務組合議会の議員及び組合長等の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、先ほど議決をいただきました第1号議案の行政不服審査会条例の制定により、審査会等に出席する委員の報酬額を定める改正であります。

慎重審議をいただきまして、可決ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第6号 南那須地区広域行政事務組合議会の議員及び組合長等の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議なしと認めます。よって議案第6号 南那須地区広域行政事務組合議会の議員及び組合長等の議員報酬、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9（議案第7号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等
の一部改正について

○議長（川上要一） 日程第9 議案第7号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第7号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、昨年8月6日に、国会及び内閣に対して、国家公務員の職員の給与に関して、民間給与との比較における格差解消のため、基本給の平均0.4%引き上げ、及び勤勉手当の0.1カ月の引き上げ等の勧告を行いました。

これを受けまして、国家公務員の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことから、組合においても国に準じまして実施をすることといたしまして、給与改定に関する条例を改正するものでございます。

また、平成28年度からの人事評価制度が施行することに伴う、各種等級別基準表の改正、55歳を超える職員の昇給を停止させる改正、6月、12月の勤勉手当の率の改正、さらには当組合の職員給料表の使用級について、総合的な均衡を図る観点から、ほかの類似団体や構成市の那須烏山市にならい、行政職給料表1の6級採用を7級までとし、医療職給料表2の医療技師職の5級採用を6級までといたしまして、医療職給料表3、看護職の4級採用を5級までとするものでございます。

詳細につきましては総務課長に説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議をいただきまして、可決ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） 補足説明を申し上げます。議案書をごらんください。

第1条の27年度の改正であります。人事院勧告により、第7条で医師に適用します初任給調整手当の月限度額を、900円アップの36万7,600円に改正するものであります。

次に22条、勤勉手当ですが、6月、12月、それぞれ100分の75、特定幹部職員にあつては100分の95を、今回の人事院勧告で、6月は改正はありませんが、12月の勤勉手当について100分の85、特定幹部職員にあつては100分の105へ、0.1箇月分改正するものであります。

2号は再任用職員の勤勉手当ですが、組合職員同様に、12月のみ再任用職員は100分の40、特定幹部職員にあつては100分の50へ、0.1箇月、同様に改正するものであります。

附則は、勤勉手当の基準に退職もしくは失職、または死亡した職員の改正となっております。

3ページから22ページ上段までが、4月にさかのぼり0.4%引き上げの改定表であります。各給料月額の下にあるアンダーラインがある部分が、給与改定される額となります。

次に22ページをごらんください。下段、第2条の28年度の改正であります。職員の給与に関する条例の一部改正について、第1条は地方公務員法第24条第6項を第5項に、条項のずれを修正する改正をするものであります。

続きまして23ページ、第3条の2につきましては、人事評価制度の導入に伴いまして、級別職務分類表から等級別基準職務表に改正するものであります。

それでは25ページの下段、別表第3、行政職給料表等級別基準職務表から説明させていただきます。

今回、級別基準職務表の改正と同時に、現在までの事務局長、会計管理者、消防長、事務長、事務局次長、課長、所長は6級を採用しておりますが、事務局長や消防長、事務長と、課長や所長とは職務の内容が違い、責任においても差が生じております。このような観点から、1つの級に幾つもの職が重複しない、1級1職制に改正したいと考えております。

さらに、県内の広域行政事務組合や、各11消防本部の状況を見ても、使用級を7級から9級まで運用しており、均衡を図る意味からも7級制に改正するものでありまして、主事、技師及び消防士は1級。主任主事または主任技師及び消防副士長は2級。主査の職務は3級。4級は改正なしの係長の職。主幹、課長補佐、所長補佐、副署長は5級。会計管理者、事務局次長、課長、所長、及び消防次長、署長、室長は6級。そして新たに事務局長、消防長または事務長は7級に改めるものであります。

次に、別表第4、医療職給料表ですが、まず医療職給料表1、医師に適用する給料表につきましては、1級は改正なしの医師の職務。科長または医長の職務は2級。副病院長または医療部長に相当の経験を有する科長または医長の職務は3級。病院長及び相当の経験を有し、困難な業務を分掌する副病院長または診療部長は4級。相当の経験を有し、困難な業務を分掌する病院長は5級に改めるものであります。

次に27ページをごらんください。医療職給料表の2、医療技師、及び医療職給料表3、看護職に適用させておりますが、医療技術職の技師、看護師につきましては、給与水準が国より低くなっており、また栃木県内の公立病院と比べても低い状況となっております。このようなことから、那須南病院に優秀な人材の確保、並びに現在働いている職員の勤務意欲の向上の観点からも、改正が必要と考え、医療職給料表2の現在5級採用を6級に、医療職給料表3の現在4級採用を5級までに改めるものであります。

まず27ページの医療職給料表2ですが、技師等は1級。薬剤師、困難な業務を行う技師等は2級。主任等は3級。副薬局長、副技師長の職務及び困難な業務を行う主任等は4級。薬局長、技師長、困難な業務を行う副薬局長、副技師長は5級。そして新たに、科長、困難な業務を行う薬局長、技師長は6級に改めるものであります。

次に医療職給料表3ですが、1級は変更なしで准看護師の職務。看護師、困難な業務を行う准看護師は2級。主任看護師、困難な業務を行う看護師、特に高度の知識または経験

を必要とする業務を行う准看護師は3級。看護師長、困難な業務を行う主任看護師は4級。そして新たに看護部長、副看護部長は5級に改めるものであります。

28ページから43ページまでが、新たに級を追加した改正後の給料表が掲載されております。

次に23ページに戻りまして、第4条の第4項、5項につきましては、昇給の基準を定めた改正になっております。第6項ですが、55歳を超える職員は勤務成績が特に良好な場合に限り昇給するという改正であります。那須烏山市にならって実施するものであります。

第22条ですが、勤勉手当について、人事評価制度導入に伴い、人事評価及び勤務の状況に応じて支給するという改正でございます。24ページ、第2項第1号ですが、先ほど27年の人事院勧告で、勤勉手当の率が12月に100分の85ということで説明させていただきましたが、勧告が8月6日でありましたから、6月分の勤勉手当分0.05箇月分を12月にあわせて改正させていただきましたので、総額は変わりませんが、28年度からは6月、12月とも同率の100分の80、特定幹部職員にあっては100分の100に改正するものであります。第2号につきましては、再任用職員の手当率を改正するものであります。

附則についても同じです。

次に43ページの下段の第3条、44ページの第4条につきましては、地方公務員法改正による条項のずれを改正するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（川上要一） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、中山五男君。

○9番（中山五男） 確認のために3点ほどお伺いします。これは給与改定で、ボーナスと基本給がアップするわけですが、この後提案されます補正予算の中から、ちょっと計算してみたのですが、この給与改定による増額分、これが739万7,000円とみなしてよろしいのかどうか。

それと、同様に病院関係職員、これは810万8,000円でよろしいのでしょうか。2点目です。

それと、これも確認のためですが、ここでいうような第1条の条例の改定というのは昨

年の4月から今年3月までに適用しまして、第2条の改定、これは本年の4月以降の給与改定に適用するのか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） まず1点目の、補正予算に上げた739万7,000円というのが給与改定によるものなのかということに対しては、そのとおりでございます。

2番目の病院関係の増額分も給与改定によって増額するものであります。

それから3点目の、第2条は平成28年度からなのかということにつきましても、平成28年度からの条文になります。

以上です。

○9番（中山五男） 了解しました。

○議長（川上要一） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

反対討論を許します。11番、平塚英教君。

○11番（平塚英教） 議案第7号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について、人事院勧告に基づく給与及び期末手当等の引き上げについては賛成いたします。さらに、ほかの同じような病院とか消防の格差を是正するための等級別基準職の職務の引き上げというのにも賛成いたします。

ただ1点、勤勉手当、23ページの22条に関しましては、これまで、その者の勤務成績に応じるということでありましたが、今回の人事評価導入に伴って、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前の6箇月以内の期間における勤務の状況ということで、いわゆる人事評価制度に基づくものがここに入っております。これが本当に住民、市民のための人事評価であれば結構なのですが、上司などに都合のいい評価かど

うかが今のところ明確でございませんので、この点については同意できないということで、反対とさせていただきます。

○議長（川上要一） 次に、本案に賛成者の発言を許します。
討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決をいたします。議案第7号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「反対」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。
議案第7号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（川上要一） 起立多数と認めます。よって議案第7号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。
ここで休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

【休憩】（午前11時10分）

【再開】（午前11時19分）

◎日程第10（議案第8号）南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○議長（川上要一） 再開いたします。日程第10 議案第8号 南那須地区広域行政

事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

[組合長 大谷範雄 登壇]

○組合長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号 南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、平成28年度から始まる人事評価制度の採用により、技能労務職員の勤勉手当に対して、勤勉手当は人事評価の結果及び勤務の状況に応じて支給するという改正であります。

慎重審議をいただきまして、可決ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

反対討論ですね。11番、平塚英教君。

○11番（平塚英教） 議案第8号 南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。これは先ほどの職員給与に関する条例の一部改正と同様でございます。人事院勧告に基づく引き上げには賛成であります。本日の議案第2号で審議をいたしました職員の降給に関する条例の制定に基づく人事評価の勤務の状況に応じる支給ということについては、勤勉手当については同意できませんので反対とさせていただきます。

○議長（川上要一） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第8号 南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「反対」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

議案第8号 南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（川上要一） 起立者多数と認めます。よって議案第8号 南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11（議案第9号）南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正
について

○議長（川上要一） 日程第11 議案第9号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○**組合長（大谷範雄）** ただいま上程となりました議案第9号の提案理由の説明を申し上げます。

ある特定の設備、あるいは器具を使用すると火災発生のおそれのある設備・器具を、対象火器設備・器具と申しまして、国の条例制定基準に準じて、位置、構造及び管理について火災予防条例で規制をしているところでございます。

対象火器設備・器具等を規制をして10年以上が経過し、当初想定していなかった設備・器具等が流通をしておりますことから、その対応を図るため条例制定基準が改正をされ、それに沿って南那須地区広域行政事務組合火災予防条例を改正するものでございます。

詳細につきましては消防総務課長に説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議をいただきまして、可決ご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○**議長（川上要一）** 議員の皆様申し上げます。提案理由の説明を申し上げているときに、静粛をお願いを申し上げます。

消防本部総務課長。

○**消防本部総務課長（吉住一男）** それでは補足説明をいたします。火災予防条例の改正部分は、対象火器設備と可燃物等の離隔距離を定めております別表第3を改正するものでございます。

改正の内容を申し上げますと、19ページから20ページをお開きいただきたいと思います。改正の概要でまず大きなものは、当初想定していなかった新たな設備・器具でありますグリドル付きこんろを、グリル付きこんろの後ろに追加するものでございます。ほかに、グリドル付きこんろを追加した同様の改正部分が、32ページと34ページにございます。

グリル付きこんろというのは、いわゆる魚焼き器でありまして、直火によって調理する。今回改正する設備・器具のグリドル付きこんろというのは、直火により一旦プレートなどを温めて、その上に調理材を乗せて、主に熱伝導により加熱する調理器具が現在流通しているというところであります。燃焼試験の結果、グリル付きこんろと比較して火災危険性に差異がありませんでしたので、同じ項目に追加をしたところでございます。

また、同じページにドロップイン式という表現がありますが、家庭用ガス調理器具のJISマークを参考にして、組込型という名称に変更しているところでございます。

次に36ページから42ページに移りますのでお開きいただきたいと思います。

現行では電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器、これはIHのことですが、それが個別に表記しておりましたが、改正後はまとめて電気調理用器具となっております。さらに、細かく整理したところであります。見づらい表ではありますが、同様な形で改正をしております。

施行期日ですが、平成28年4月1日としております。

以上、説明を終わります。

○議長（川上要一） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第9号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議なしと認めます。よって議案第9号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12（議案第10号）南那須地区総合健康管理センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長（川上要一） 日程第12 議案第10号 南那須地区総合健康管理センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま上程をされました議案第10号 南那須地区総合健康管理センターの設置及び管理に関する条例の廃止について、ご説明申し上げます。

総合健康管理センターにつきましては、平成28年4月1日から那須烏山市へ移管することで、那須烏山市、那珂川町ともに、先の12月定例会におきましておのおの議決をいただいております。

組合規約の変更につきましても、平成27年12月24日付けで栃木県知事の許可を得ましたことから、同センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第10号 南那須地区総合健康管理センターの設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議なしと認めます。よって議案第10号 南那須地区総合健康管理センターの設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13（議案第11号）平成27年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決について

◎日程第14（議案第12号）平成27年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について

◎日程第15（議案第13号）平成27年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決について

○議長（川上要一） 日程第13 議案第11号 平成27年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決について、日程第14 議案第12号 平成27年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について、及び日程第15 議案第13号 平成27年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決について、この3議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第11号 平成27年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決について、及び議案第12号 平成27年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更について、並びに議案第13号 平成27年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第11号につきまして、概要を申し上げます。今回の補正予算は、歳入、歳出をそれぞれ3,558万3,000円を減額いたしまして、予算総額24億7,131万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは分担金及び負担金でありまして、地方交付税算入額の確定及び消防庁舎整備事業費や消防通信施設整備事業費の確定に伴う精査により減額といたしました。

また繰入金につきましては、財源等の精査により、財政調整基金並びに保健衛生センター施設整備基金繰入金をそれぞれ1,000万円ずつ減額するものであります。

次に歳出の主な内容といたしまして、人件費では人事院勧告に準じた組合職員の給与の改定や、人事異動に係る人件費の精査であります。

清掃費ではし尿処理施設の薬品及び電気使用料などの減により、全体で1,789万円の減額となっております。

消防費では、三広域消防組合におきまして大田原市に整備をいたしました、共同消防通信指令センターの運営負担金の確定などによりまして、全体で1,893万8,000円の減額となっております。

なお、債務負担行為の変更では、一般廃棄物処理施設整備費において、一般廃棄物処理基本計画及び施設整備基本構想策定業務の事業費が確定をしたことによりまして、債務負担行為限度額の変更を行うものでございます。

次に議案第12号につきまして説明を申し上げます。

負担金の額の変更につきましては、補正予算でもご説明をさせていただきましたが、各事業費の精査に伴いまして負担金の額を変更するものでございます。組合規約第13条第2項の規定によりまして議決をお願いするものでございます。

続きまして議案第13号 平成27年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う職員給与費の改定、及び人事異動等による人件費の精査を行い、収益的収入及び支出の既決予定額にそれぞれ7,791万1,000円を減額するものでございます。

なお、詳細につきましては管理課長及び病院経営企画課長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一） 管理課長。

○管理課長（石川浩） 詳細説明をさせていただきます。議案第11号、一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。補正予算書2ページをお開き願います。

第1表では歳入歳出予算補正につきまして、3,558万3,000円を減額し、予算総額を24億7,131万3,000円とする内容でございます。

3ページをごらん願います。第2表、債務負担行為補正は、平成27年から平成29年

度の3箇年度で行います一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理施設整備基本構想策定業務につきまして事業費が確定したため、債務負担行為限度額を788万4,000円に変更するもので、平成28年度は550万8,000円、平成29年度は237万6,000円を予定しております。

続きまして、事項別明細書に従って説明いたしますので、5ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。1款1項の負担金ですが、2目、衛生費負担金では、那須烏山市に算入されます地方交付税の広域分が確定したことから、1節、保健衛生費負担金において、病院費負担金を37万5,000円減額し、斎場費負担金についても1万1,000円を減額するものです。総合健康管理センター費負担金につきましては、本年4月から那須烏山市へ移管されますが、施設の使用に際し支障がある部分を修繕するために、15万円の増額といたしております。

2節の清掃費負担金については、し尿処理費負担金及びごみ処理費負担金で地方交付税の広域算入分について60万8,000円を増額するものでございます。

3目の消費費負担金ですが、地方交付税算入額及び消防庁舎整備費負担金を精査したほか、大田原市に整備されました消防指令センター等の整備事業費負担金が決定されたことから、これらを精査し、2,085万6,000円を減額するものでございます。

次の4款1項の財産運用収入は、財政調整基金など4つの基金の利子収入となり、67万9,000円の増額といたしております。

6款1項の基金繰入金ですが、財政調整基金及び保健衛生センター施設整備基金におきまして、財源等を精査し、それぞれ1,000万円ずつ繰入金を減額するものです。

8款2項の雑入では、2目、弁償金として、原子力発電所事故賠償金339万2,000円を計上しております。3目の雑入は、栃木県防災航空隊へ職員を1名派遣していることから、防災ヘリコプター運航連絡協議会からの交付金83万円を計上いたしました。

続いて歳出について説明を申し上げますので、6ページをごらん願います。

2款1項の総務管理費ですが、1目、一般管理費は、人事院勧告に準じた給与改正及び人件費の精査でありまして、601万8,000円の減額といたしております。

2目の財政管理費では、財政調整基金への積立金61万5,000円を計上いたしております。

次の3款1項、保健衛生費では、1目、保健衛生総務費において、病院事業整備基金への積立金898万1,000円を計上し、2目、斎場費では、職員給与費に不足が生じることから1万6,000円を増額といたしております。

3目の総合健康管理センター費は、事業費を精査した上で修繕費を計上し、15万円の

増額といたしております。

2項の清掃費ですが、1目の清掃総務費では、人件費を精査したほか、保健衛生センター施設整備基金への積立金などで145万7,000円の増額といたしております。

7ページをお開き願います。

2目のし尿処理費では、処理用薬剤や電気使用料が当初見込みより減少したことから、1,340万円の減額といたしております。

3目のごみ処理費については、焼却炉の耐火物補修工事のため、1炉での24時間運転となることから、人件費の所要額を計上しましたが、平成27年10月から布類を資源物として売却することによって、処分費に不用額が生じるなどで294万5,000円を減額といたしております。

4目の一般廃棄物処理施設整備費では、一般廃棄物処理基本計画及び廃棄物処理施設整備基本構想策定業務費が確定したことや、廃棄物処理施設整備基金に利子相当分を積み立てるなどで、差し引き300万2,000円の減額といたしております。

次に4款1項、消防費ですが、1目、消防総務費においては、人件費を精査し300万8,000円の減額とし、3目の消防庁舎整備費では那珂川消防署の整備が終了したことによりまして、事業費を精査し178万2,000円の減額といたしております。

8ページをごらん願います。

4目、消防通信施設整備費ですが、消防指令センターの整備費負担金が確定したことから、不用となる1,414万8,000円を減額いたしております。

5款1項の公債費ですが、平成26年度に借りました組合債の利子が確定したことによりまして、不用額249万9,000円を減額するものです。

9ページからは給与費明細書で、14ページは債務負担行為の調書となりますので、ごらんいただければと思います。

以上が議案第11号、一般会計補正予算（第2号）の説明となります。

続いて議案第12号、負担金の額の変更について説明を申し上げます。

今回の変更は、ただいま申し上げました議案第11号の補正内容に対応するもので、主には地方交付税算入額の確定に伴う精算、及び人事院勧告によります給与改定、並びに各事業費の精算となります。

最終的な市町の負担額は、那須烏山市が14億611万3,000円、那珂川町は9億4,552万7,000円となっております。

以上で一般会計の説明を終わります。

○議長（川上要一） 病院経営企画課長。

○病院経営企画課長（塩野目修一） 続きまして、議案第13号、病院事業会計補正予算について説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条は総則、第2条は業務の予定量の補正でありまして、（2）患者数は、年間延べ患者数の補正で、入院で1,464人の減、外来で3,176人の減。また1日平均患者数は入院で4人、外来で13人、それぞれ減といたすものです。

第3条は収益的収入及び支出の補正でありまして、収入、支出、それぞれ7,791万1,000円を減額するものです。

次のページに行きまして、第4条は、議会の議決を経なければ運用することができない経費の補正で、7,791万1,000円を減額するものです。

以上が法令で定められた予算の記載事項となっております。

それでは、収益的収入及び支出の補正内容について説明をいたしますので、11ページの前算明細書をお開きいただきたいと思います。

まず収益的収入及び支出のうち、収入の減額補正は、先ほどご説明いたしました予算第2条、業務の予定量の補正で、患者数の減によるものです。

内訳ですが、1款1項1目、入院収益を3,923万6,000円、2目、外来収益を3,867万5,000円、それぞれ減額するものです。

次に支出ですが、12ページをごらんください。

病院事業費用全体で7,791万1,000円の減額は、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動、退職等による人件費の精査を行ったものです。なお、給与改定による増額分は810万8,000円であり、また職員数は8名減となっております。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（川上要一） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示しいただきたいと思います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第11号 平成27年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議なしと認めます。よって議案第11号 平成27年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

議案第12号 平成27年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議なしと認めます。よって議案第12号 平成27年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額の変更については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第13号 平成27年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議なしと認めます。よって議案第13号 平成27年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩をいたします。再開は13時00分です。よろしくお願ひします。

【休憩】（午前 11 時 47 分）

【再開】（午後 1 時 00 分）

◎日程第 16（議案第 14 号）平成 28 年度南那須地区広域行政事務組合一般会計
予算の議決について

◎日程第 17（議案第 15 号）平成 28 年度南那須地区広域行政事務組合負担金の
額及び負担の方法について

◎日程第 18（議案第 16 号）平成 28 年度南那須地区広域行政事務組合病院事業
会計予算の議決について

○議長（川上要一） 再開いたします。日程第 16 議案第 14 号 平成 28 年度南那
須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、日程第 17 議案第 15 号 平成
28 年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について、及び日程第 1
8 議案第 16 号 平成 28 年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決に
ついて、3 議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第 14 号 平成 28 年度南
那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、及び議案第 15 号 平成 28 年
度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について、並びに議案第 16 号
平成 28 年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について、提案理由
の説明を申し上げます。

議案第 14 号は、平成 28 年度一般会計予算について申し上げます。

日本経済は企業業績の改善によりまして、個人消費や設備投資を押し上げる動きが徐々
に強まってくると期待されておりました、緩やかな景気回復基調が続くと予想されてお
ります。しかしながら、地方におきましては、地方創生の実現が将来への必要不可欠な要素
であるにもかかわらず、平成 29 年度には消費増税が見込まれるなど、不透明感が拭い去
れないものと考えております。

このようなことから、平成28年度予算編成に当たりましては、費用対効果を意識し、創意と工夫を持って編成作業に取り組んだところでございます。

平成28年度一般会計予算総額は、歳入、歳出それぞれ23億1,300万円であります。前年度予算と比較いたしまして1億2,900万円、5.3%の減となりました。減額の主な要因でございます。昨年12月に竣工いたしました那珂川消防署の完成によるものでございまして、議員各位のご理解とご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

主な歳入から概要を申し上げます。分担金・負担金。各市町からの負担金でありまして、21億9,379万1,000円で、歳入総額の94.8%を占めております。次いで使用料及び手数料が3,449万8,000円で1.5%。組合債が2,950万円で1.3%と、このようになっております。

主な歳出につき申し上げます。歳出総額の53.1%を衛生費が占めまして、その額は12億2,719万3,000円といたしております。し尿・ごみの処理費用や処分費用のほか、おのおの施設、機械設備等の維持経費を計上いたしております。

次は消防費でございます。8億1,833万4,000円であります。歳出総額の35.4%を占めております。平成27年度で那珂川消防署の建設工事が完了したことによりまして、前年度と比較いたしまして2億2,709万5,000円、21.7%の減となっております。

以上が歳出の主なものでございますが、歳出全般にわたりまして、前年度に引き続き、極力経常経費の削減に努めたところでございます。

次に議案第15号につきましてご説明を申し上げます。

平成28年度の構成市町の負担金の額及び負担の方法について、組合規約第13条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして議案第16号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平、公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持、増進を図り、地域の発展に貢献することを使命といたしております。

このため、那須南病院におきましても、救急医療の確保、高度医療の推進、及び僻地巡回診療等に積極的に取り組み、地域住民が安心をして医療を受けられる環境整備、並びに効果的な病院運営に日夜努力をしているところでございます。

平成28年度の予算でございますが、予算第2条に定めます業務の予定量は、年間患者数を入院で4万9,275人、外来8万2,222人と見込み、その確保に全力を傾注してまいります。

次に、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の予算総額は、病院事業収益、病院事業費用をそれぞれ27億7,035万3,000円とするものでございまして、前年比に比べ1.8%、4,864万8,000円の増となっております。

予算第4条に定めます資本的収入及び支出は、資本的収入を2億5,481万7,000円、資本的支出を3億6,893万6,000円とし、不足する額については過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、概略を申し上げます。那須南病院は本地域唯一の二次救急医療を担う病院群輪番制病院でございまして、本地域に欠くことのできない病院であることを十分にご理解いただきたいと思います。どうか今後ともご支援、ご協力のほどよろしくお祈りを申し上げます。

詳細につきましては管理課長及び病院経営企画課長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可決ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川上要一） 管理課長。

○管理課長（石川浩） では、命によりまして議案第14号、28年度一般会計当初予算の詳細説明をさせていただきます。当初予算書の6ページをお開き願います。

事項別明細書に従いまして、歳入からご説明申し上げます。

1款、分担金・負担金ですが、1項1目の総務費負担金については、行政センター事務局の人件費及び事務経費の負担金7,209万9,000円を計上しております。

2目、衛生費負担金のうち、1節、保健衛生費負担金については、在宅当番医制調整費負担金を、前年度同額の405万円とし、小児救急医療拠点病院運営費負担金は、取りまとめを行っております那須地区広域行政事務組合からの指示額61万2,000円を措置いたしております。

病院費負担金は、平成26年度に企業債で整備しました眼科治療用医療機器等の元金償還が始まるなどによりまして5億3,345万7,000円を計上し、斎場費負担金では、再任用職員の退職により、新たに受付業務を含めた委託料の増額や、施設の設備改修工事費などによりまして8,208万3,000円といたしております。

2節、清掃費負担金ですが、し尿処理費負担金では、基幹改良工事などにより燃料費などが減少したことから1億3,370万3,000円とし、ごみ処理費負担金については、焼却炉及びガス冷却室耐火物補修工事や定期改修工事費の増加などによりまして、4億6,

821万5,000円を計上いたしております。

一般廃棄物処理施設整備基金費負担金は、平成26年度から積み立てを開始し3年目となるもので、引き続き9,000万円の積み立てを措置いたしました。

3目、消防費負担金ですが、那珂川消防署建設事業の完了により、1本部2署体制の整備が終了し、これらの消防活動経費としまして7億7,657万2,000円を計上いたしており、消防庁舎整備費負担金では旧馬頭分署訓練塔施設及び旧小川分署の解体工事負担金3,300万円を措置しております。

なお、総合健康管理センター費負担金については、那須烏山市へ移管することから皆減といたしております。

以上、分担金・負担金の合計は、前年度比で1億7,233万3,000円減額の、21億9,379万1,000円となり、歳入全体の94.8%を占めております。

構成市町別の負担額は予算書31ページに記載してありますが、那須烏山市が交付税算入額を含め14億5,114万円、那珂川町は7億6,265万1,000円となります。

続いて2款、使用料・手数料ですが、1項1目の衛生使用料は斎場の使用料で、前年度同額の650万円といたしております。

2項1目の衛生手数料では、し尿処理及びごみ処理の手数料として2,757万6,000円を計上し、2目、消防手数料は前年度同額の42万2,000円といたしております。

3款の県支出金ですが、1項1目、衛生費県補助金は、病院群輪番制病院運営費補助金としまして、1日当たり3万円、夜間診療365日に休日診療72日分を加算した437日分、1,311万円を計上いたしております。

7ページをごらん願います。

消防費県補助金は、那珂川消防署のヘリポート整備の完了に伴い廃目としております。

次に4款、財産収入ですが、1項1目の財産貸付収入では、自動販売機の賃借料7万1,000円を計上いたしました。

2目、利子及び配当金は、各種基金の預金利子18万7,000円を計上しております。

2項の財産売払収入及び5款の寄附金は科目存置としております。

6款の繰入金ですが、1目、財政調整基金では2,000万円の繰り入れとし、2目、保健衛生センター施設整備基金繰入金、及び8ページの3目、病院事業整備基金繰入金は科目存置といたしております。

7款の繰越金は、前年度と同額の500万円を計上しております。

8款、諸収入について、1項1目の過年度収入、2目の弁償金は科目存置としております。

3目、雑入については増額としておりますが、主な理由は資源物等売却収入のうち、新聞等の紙類やペットボトルの売却単価の増額、及び新たに衣類等の売却収入などを計上したことによるものです。

次の組合預金利子については、平成27年度から無利子の普通預金、決済性預金へ移行したことにより、預金利子の収入がなくなったため、廃項といたしております。

最後に9款、組合債となります。1項1目の消防債については、那珂川消防署において高規格救急車の更新を予定しており、これらの財源として2,950万円を計上いたしました。

続いて歳出についてご説明申し上げます。9ページ、10ページをごらん願います。

1款、議会費ですが、議員各位の報酬や事務経費として108万6,000円を措置いたしました。

2款、総務費の1項1目、一般管理費では、再任用職員2名を含む事務局職員11名分の人件費のほか、OA機器やシステムリース料や保守料等の事務経費のほか、労働安全衛生法の改正により昨年12月から義務化されましたストレスチェックの実施に係る費用、平成28年4月1日からの人事評価制度が義務化されたことを受けた人事評価制度構築支援業務委託料などで8,733万3,000円を計上いたしております。

なお、19節に電力共同購買事業賛助会費5万円という計上がありますが、こちらにつきましては、全協で説明いたしました日本ロジテックに係る賛助会員でしたのが、諸般の事情によりまして、計上はしましたが未執行という形で進めたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

11ページをごらん願います。

2目の財政管理費ですが、公会計システムのリース料や保守料、予算書、決算書の印刷費のほか、広域的な基準による財務諸表の作成に対応するため、固定資産台帳の整備支援業務委託料や、公会計システムの改修費などで335万3,000円を計上いたしました。

12ページをごらん願います。

1項1目の監査委員費は、監査委員2名分の報酬10万円を措置しております。

3款、衛生費ですが、総額は12億2,719万3,000円で、歳出総額の53.1%を占めております。

1項1目、保健衛生総務費では、在宅当番医制事業委託料のほか、小児救急医療拠点病院運営費や、病院群輪番制病院運営費負担金、さらには那須南病院に対します負担金補助金などで5億5,124万8,000円を措置いたしております。

2目の斎場費ですが、平成27年度で再任用職員が退職をすることから、新たに受付業

務を含めた業務委託料や火葬炉設備改修工事費などを措置し、4,150万3,000円といたしております。

13ページをごらん願います。

総合健康管理センター費は廃目といたしております。

2項1目の清掃総務費ですが、保健衛生センター事務室4名分の人件費のほか、事務経費といたしまして3,616万5,000円といたしております。

14ページ、15ページをごらん願います。

2目のし尿処理費では、し尿処理用薬剤費や電気料、運転維持管理業務委託料などで1億373万7,000円を計上しております。

3目のごみ処理費ですが、職員10名分の人件費や、臨時職員4名分の賃金のほか、薬品等の消耗品、電気料、さらには焼却灰や不燃物残渣などの処分委託料、施設関連では定期改修工事費や焼却炉等耐火物補修工事費などを措置いたしまして、3億8,067万4,000円といたしております。

17ページをごらん願います。

4目の一般廃棄物処理施設整備費は、2名分の人件費のほか、28年度に設置予定の基本構想検討委員会の経費といたしまして、委員の報償費や視察費用等を計上したほか、平成27年度から3箇年次にわたります一般廃棄物処理基本計画及び施設整備基本構想策定費や基金積立金などで1億1,386万6,000円といたしております。

18ページをお開き願います。

4款、消防費になりますが、8億1,833万4,000円といたしまして、歳出総額の35.4%を占めております。

1項1目の消防総務費ですが、98名分の人件費や研修費用、消防庁舎及び消防車両などの維持経費のほか、平成27年10月に消防通信指令センターが運用を開始したことから、この運用負担金を消防総務費で計上するなどで7億4,872万6,000円といたしております。

21ページをごらん願います。

2目、消防施設整備費ですが、空気呼吸器や投光器、ウエットスーツやAEDなどのほか、那珂川消防署では高規格救急車及び事務連絡車を更新することとし、3,660万8,000円を措置いたしております。

3目の消防庁舎整備費ですが、消防組織再編事業の最終年度となります。馬頭分署救助訓練塔及び小川分署の解体工事費3,300万円を措置しております。

22ページをお開き願います。

消防通信施設整備費については、共同指令センター整備事業が完了し、今後は償還金と通信施設の運営負担金のみとなるため廃目といたしまして、消防総務費のほうへ科目変更を行いました。

5款は公債費となります。

1項1目は組合債の元金で、新規1件分を含む14件分、1億6,381万6,000円。

2目は利子13件分とし、一時借入金利子で678万4,000円。

3目は公債諸費として科目存置として、合計で1億7,060万1,000円を措置いたしております。

6款は予備費で、前年度と同額の500万円を計上いたしました。

以上が一般会計の歳入歳出の概要となります。

以降、23ページからは給与費明細書、29ページは債務負担行為に係る調書、30ページは地方債の残高に係る調書となりますので、後ほどご高覧をお願いいたしたいと思っております。31ページは負担金明細と負担基準となります。

続いて議案第15号、負担金の額及び負担の方法についてご説明申し上げます。

負担金の額につきましては、ただいま申し上げました当初予算に対応するもので、那須烏山市の負担金は交付税利用を含め14億5,114万円で、前年度比3,291万6,000円の増額となります。那珂川町は7億4,265万1,000円で、前年度比1億7,133万3,000円の減額としております。

以上で議案第14号及び第15号の説明を終わります。

○議長（川上要一） 病院経営企画課長。

○病院経営企画課長（塩野目修一） 続きまして議案第16号、28年度の病院事業会計予算について説明をさせていただきます。予算書の1ページをお開きいただきます。

第1条は総則、第2条は業務の予定量を定めるもので、病床数は前年度と同じ150床に、患者数は入院が年間4万9,275人、外来が年間8万220人、1日平均患者数は入院が135人、外来が330人を予定しております。

また、主要な建設改良事業は、有形固定資産購入事業として1億1,613万2,000円、施設整備事業として3,740万円と定めるものであります。事業内容につきましては、この後の4条予算のところの説明をさせていただきます。

次に第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、病院事業収益、病院事業費用、それぞれ27億7,035万3,000円を予定いたしました。前年度比で4,864

万8,000円の増となっております。

それでは、予算明細について説明いたしますので、25ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款、病院事業収益、1項、医業収益、1目、入院収益は14億5,963万4,000円で、1日当たりの患者数を内科等87人、眼科3人、療養病床45人による収益を計上いたしました。前年度比で4,167万7,000円の増は、患者数の増加によるものです。なお、病床利用率は、一般病床90%、療養病床90%を見込んでおります。

2目、外来収益は7億9,117万7,000円で、1日当たりの患者数を内科等で316人、人工透析11人による収益を計上いたしました。前年度比1,000万2,000円の増は、1人当たりの診療単価の増によるものです。

3目、その他医業収益7,109万2,000円は、室料差額、人間ドック及び診断書等の作成料を計上いたしました。

4目、他会計負担金は一般会計からの繰入金であります。

2項、医業外収益、1目、受取利息配当金は預金利息、次のページをお開きいただきます。2目、他会計負担金、3目、他会計補助金は、一般会計からの繰入金で、前年度比では共済追加費用の負担に要する経費の減によるものであります。

4目、補助金は、僻地巡回診療及び院内保育所運営に対します栃木県からの補助金であります。

5目、患者外給食収益は職員等への食券の未払い収入、6目、長期前受金戻入は、地方公営企業会計制度の改正によりみなし償却が廃止されたことに伴い、補助金にかかる減価償却相当分を収益化したもので、現金を伴わない収入であります。

7目、その他医業外収益は、自動販売機、売店等の設置手数料収入を計上いたしました。

3項、特別収益、1目、過年度損益修正益は科目存置であります。

次に収益的支出ですが、28ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款、病院事業費用、1項、医業費用、1目、給与費は、職員数の増及び給与改定に伴い前年度比5,479万6,000円増の16億3,189万8,000円を計上いたしました。

2目、材料費は、診療に必要な薬品、診療材料費等で3億6,778万8,000円を計上したところであります。

3目、経費は、病院機能の維持に必要な消耗品費、光熱水費、修繕料、委託料などの費用を計上してありまして、今年度につきましては冷温水配管の修理、無停電電源装置の修理、及び医師住宅を病児保育所とするための改修費用などを計上してありまして、これら

によりまして前年度比1,897万9,000円増の4億8,649万1,000円を計上したところであります。

32ページをお開きいただきます。

4目、減価償却費は、器械備品減価償却費の減により前年度比1,851万7,000円増の1億7,814万円を計上いたしました。

5目、資産減耗費は、固定資産受託費の減により、前年度比485万7,000円減の592万8,000円。6目、研究研修費830万9,000円。7目、長期前払消費税償却677万9,000円。8目、雑支出100万円をそれぞれ計上いたしました。

2項、医業外費用は、企業債償還利息、雑損失等などでありまして、前年度比573万4,000円減の8,052万円を計上いたしました。

次のページをお開き願います。

3項、特別損失は、過年度損益修正損300万円を計上いたしました。

4項、予備費は前年度同額の50万円を計上いたしました。

以上で収益的収支予算の明細説明となります。

予算書の2ページにお戻りいただきたいと思えます。

第4条は、資本的収入及び支出の額を定めるもので、資本的収入を2億5,481万7,000円、資本的支出を3億6,893万6,000円とし、収支不足額1億1,411万9,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填をするものであります。

明細について説明をいたしますので、35ページをお開きいただきたいと思えます。

1款1項、企業債1億1,730万円は、医療機器等の整備事業及び駐車場整備事業の財源に充てるため。2項、他会計負担金1億3,751万6,000円は一般会計からの繰入金。3項、長期貸付金返還金は科目存置であります。

次に支出ですが、次のページをお開きいただきたいと思えます。

1款1項1目、有形固定資産購入費ですが、器械備品購入費で9,063万2,000円でございますが、更新医療機器の、幾つかご紹介いたしますと、28年度につきましてはナースコールシステム、超音波診断装置などの医療機器の更新を予定しております。

また、土地購入費2,550万円は、法務局跡地約950平方メートルの土地購入費を計上しております。

2目、施設整備事業費3,740万円は、法務局跡地及び市水防倉庫跡地を病院駐車場とするための整備事業費で、駐車台数は両方合わせまして約60台を予定しております。

2項、企業債償還金2億532万4,000円は、施設整備事業及び医療機器整備事業に係る企業債の償還元金であります。

3項、投資は、看護師確保のための就学資金制度による12名に対します貸付金1,008万円を計上いたしました。

以上で資本的収入及び支出予算の明細の説明となります。

もう一度予算書の2ページにお戻りいただきたいと思います。

第5条は、企業債の限度額を医療機器整備事業5,440万円、施設整備事業6,290万円に。第6条は一時借入金の限度額を2億円に。第7条は経費の流用ができる場合を。第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費を。第9条は一般会計からの補助金の額を1億5,062万7,000円に。第10条は棚卸資産の購入限度額を3億8,110万2,000円に。第11条は重要な資産の取得をそれぞれ定めるものであります。

4ページ以降は予算に関する説明資料でございますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

以上で病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（川上要一） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。なお、質疑に当たっては、会計名及びページ数をお示しの上、質問をお願いします。

質疑はございませんか。

11番、平塚英教君。

○11番（平塚英教） 一般会計の21ページ、消防庁舎整備費ですね。工事請負費で3,300万円ということで、小川分署解体工事が1,700万円。馬頭分署救助訓練塔解体工事費が2,600万円ということでございます。これについては、大体どのような時期に工事をして、いつまでに完了されるのか。された後には、その跡地はどういうふうな処分をされるのか、その考え方についてご説明をお願いします。

○議長（川上要一） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（吉住一男） 小川分署については、隣に小川幼稚園がございます。それで、夏休みの時期に解体をする予定を今はしております。それで更地にして那珂川町にお返しするという方向でございます。

馬頭分署は、庁舎のほうは那珂川町で使うということですので、5階建ての主訓練塔と2階建ての副訓練塔を解体いたしまして、それと空気充填場がございまして、それも解体

の費用に入っております。これも同じ時期になるかなと思っております。

以上です。

○11番（平塚英教） ありがとうございます。

○議長（川上要一） よろしいですか。ほかにご覧いませんか。

9番、中山五男君。

○9番（中山五男） 数点お伺いしたいところがあるのですが、まず10ページの右下に、人事評価制度構築支援事業委託料200万円がありますね。これがどういうものなのか、どこへ委託してどのような事業なのか、これについてまず1点お聞きします。

次に12ページを開いていただきたいのですが、ここに斎場費があります。去年は給与、人件費があったのですが、今年は給与手当が全く載っていないんです。そうしますと、今年、平成28年度は、この広域の職員というのは特に派遣をしないのか。それで一切もう業者のほうにお任せ、委託するのか、これについてお伺いします。

次に13ページの中に、火葬炉改修工事が1,400万円あります。工事請負費にありますね。これは、去年はわずか160万円だったのですが、このことについてお伺いします。

それにあわせて、その下側の非常用発電機改修費が90万円あります。これも今年初めての事業なものですからお伺いしたいと思います。

開いていただきまして、今度は15ページの間あたりの委託費ですが、し尿処理施設運転委託費があります。3,133万1,000円です。去年は2,700万円だったのですが、400万円ほど今年は増えています。これは何で増えたのか、この辺のところを具体的に。

その下側の工事請負費、これは定期改修工事費として1,100万円。去年は1,400万円ほどかかっているのですが今年は減りました。今年のし尿処理施設の改修の内容についてお伺いしたいと思います。

次に17ページのごみ処理の関係ですが、ごみ処理の炉内の委託費、清掃委託料2,624万4,000円。これは去年も2,800万円ほどかかっているのですが、具体的にこの内容をお伺いしたいと思います。

その下の定期改修工事費は、去年は5,100万円、今年は9,325万6,000円です。これについてもお伺いします。

それから、続けて3つ目ですが、ごみクレーン点検整備工事費265万2,000円、そ

れに焼却炉及びガス冷却室の耐火物の補修工事費、これは去年から始まったんでしたっけ。去年も5,100万円かかりましたね。平成27年度で。今年は5,659万2,000円。これは、あとは3年ほどおいた平成31年に残りをやるような計画であるということで伺いましたが、そのとおりに進行するのも含めまして、この内容。こういった工事の設計が誰がやっているのか、内容がチェックできるのかを、非常に不安に思っているのですが、この辺のところも含めましてお伺いしたいと思います。

今度は20ページ、消防費の委託料の中に、エレベーター保守点検委託料とあります。51万2,000円。去年も51万2,000円です。これは、あの消防署のエレベーター、私は最初の計画のときに必要ないだろうということで反対させてもらったわけですが、ついついこれはつけてしまったんです。これは毎年毎年、保守点検料はこのぐらいかかるのではないかと思います。実際にこれは有効利用されているのか。エレベーターを利用しないと上れないような利用者があるのかどうか、この辺も含めてお伺いしたいと思います。

次に28ページ中段に、定年退職及び応募認定退職による退職手当とあります。退職金の率は何箇所分とありますが、その表の一番右が、その他の加算措置等とあります。この中の応募認定退職特例措置とありますが、これはどういう意味なのか説明してくれませんか。

次に病院についても二、三お伺いしたいと思います。

まず26ページと27ページですが、ここに院内保育所の保有に関する経費というのが1,143万円ほどあります。今、何名ぐらい利用されているのか、その利用状況についてお伺いしたいと思います。

次に36ページを開いていただきたいのですが、企業債の件です。今年は元金と利息を合わせますと2億4,400万円ほど返済することになっているのですが、お伺いしたいところは、この平成28年度に償還して、あと未償還額として幾ら残っているのか。前、14億5,000万円ぐらいと聞いたような記憶があるのですが、このことについて正確な数字をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（川上要一） 総務課長。

○総務課長（山口守） 私からは10ページの人事評価制度の200万円、それから斎場の人件費がないということと、火葬炉の改修工事の内容、同じく非常用発電の内容と、28ページ、加算措置の内容を説明させていただきます。

10ページの人事評価で200万円の予算を計上させていただきましたが、28年度に人事評価制度が始まるために、まず専門のコンサル業者を選定しまして、この人事評価専門のコンサル業者がいます。そういう業者に業務を委託しまして、まず上半期では基本構想の策定とか概要の設計とか詳細設計、そういうものをつくりながら、各部署に合った評価シートをつくります。そのほかに、今度は研修費用として、評価する人、評価される人を対象に研修を行う。そういった費用で今回200万円計上させていただいております。

それと、13ページの、斎場の人件費が載っていないということですが、斎場の受付業務の職員につきましては、組合の職員だったのですが、3月に定年退職になるものですから、その後の受付業務について、今、火葬業務の委託をしているのですが、その中に受付業務も含めるといことで、昨年よりは火葬業務委託料は増えていますが人件費は減っているといことで、火葬業務委託料の中に含めてあります。

それから、火葬炉改修工事の内容ですが、斎場につきましては平成16年11月に供用開始になりまして、11年が経過しております。毎年交換が必要となる火葬炉の台車ブロック、それ以外に1号から3号までの火葬炉の制御盤とか動力盤、計装器、こういったものがもう10年以上過ぎていまして劣化が激しいといことで、交換する工事をいたしております。

非常用発電につきましても同じ年数がたっていますので、オーバーホールをするといことで予算を措置させていただきました。

28ページの応募認定退職特例加算措置ですが、これにつきましては、平成26年4月から早期退職募集制度が導入されました。それまでは勸奨退職制度として実施していましたが、退職手当のうち、その他の加算措置とは、職員の年齢構成の適正化を通じた組織力の維持等を図る観点から、定年前15年以内で45歳以上で勤続20年以上という方が対象になるのですが、そこに該当する職員に対して、退職する意思を有する職員に募集をかけまして、その職員に対して、定年までの年数に応じて退職金のもととなる給与月額に2%から45%までを加算して退職手当を算出するという制度であります。

以上です。

○議長（川上要一） 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（荒井洋一） 私のほうからは、15ページのし尿処理費の施設運転維持管理の委託料に関しましてですが、今年度、28年度が3,133万円で、27年度が2,700万円といことで、3年間の長期継続契約をやっておりますが、今年度2

8年の3月31日で終了になります。28年度の予算につきましては、現在の委託業者からの見積金額を計上しておりますが、本年度の3月に一般競争入札をいたしまして、来年度28年度からまた3年間の運転管理委託ということで、入札で決定する予定であります。

次に定期改修工事の件ですが、27年度が1,420万5,000円で、28年度が1,100万円の、この減ということですが、毎年、修理が必要な項目は4件ほど毎年同じものをやりますが、定期的な、2年から3年ごとにやる機械が出てきますので、27年度にやった機械器具の中の、急速ろ過器が240万円と、コンプレッサー類の100万円、合わせて340万円ほどが減となっております。

次に17ページのごみ処理施設費の炉内清掃及び機器点検の整備委託料でございますが、27年度当初は2,883万6,000円で、28年度は2,624万4,000円でございますが、これも27年度から3年間の長期継続契約の入札後の金額が2,624万4,000円、28年度予算に計上した額で、27年度の当初予算額は入札前の金額でございましたので、多少多くなっていると思います。

次に定期改修工事、27年度と28年度の予算の違いに関しましては、し尿処理と同じく毎年度部品交換する機械機器類と、摩耗、腐食により交換修繕が必要な機器類の増によりまして、28年度は前年度に比べ4,200万円ほどの増となっております。

この主なものとしては、機械機器類の項目の違いでありまして、まずは焼却炉下から排出されるがれき類を搬送する不燃物排出装置。それと金属類とがれき類を分別する振動ぶるい等の整備費が新たに1,500万円。それと焼却炉の安定焼却のための計器類の部品交換等で1,000万円。煙突までの煙道更新整備費で800万円。それから灰固化設備の混練器のスクリー交換の整備費として365万円。それから、空気圧縮機が5台あるのですが、その部品交換が313万円。給じん装置のほうで200万円が、主な増の要因でございます。

次にクレーン点検整備費で44万円ほどを行っておりますが、クレーンのブレーキ関係で、今まではブレーキパッドの交換だけだったのが、28年度はブレーキ本体の交換で44万円が増となっております。また、焼却炉耐火物補修工事5,659万2,000円につきましては、27年度は9月定例議会にて27・28年の債務負担行為で補正で予算したもので、27年度当初にはございませんでしたが、今年度28年度は5,659万2,000円を計上しております。

また、この設計関係は、27年の9月補正にて施工監理委託料等を補正しておりますので、この件で6者の指名競争入札ということで、コンサル業者を決定し、設計書の作成と、今年度27年度の施工監理の業務委託を行っているところです。

以上です。

○議長（川上要一） 消防長。

○消防長（西宮一美） それでは、4ページ、消防費におきまして、エレベーター保守点検の委託料ということでご説明いたします。これも消防庁舎建設当初から、防災拠点ということで、避難場所ということが一番の供用目的でございました。幸いにして大きな災害はございませんので、その利用はしていません。しかしながら、消防署において、防災講習会、救命講習会や署見学ということで、平成26年度は署見学に55回、救命講習会が52回。平成27年においては署見学11回、救命講習会が68回ということで、年々、講習会も増えています。その中で、平均年齢73歳というあるクラブの組織の方が消防署に署見学で来た際に、平成26年度は1名の方が車椅子で利用しております。平成27年においては3回の利用ということで、高齢者、身障者を中心としての使用目的ということで、とりあえず対応しているところであります。

以上でございます。

○議長（川上要一） 病院経営企画課長。

○病院経営企画課長（塩野目修一） ご質問の院内保育所の利用状況でございますが、現在5人の児童が利用しております。

また、平成28年度末の未償還の企業債の残高でございますが、14億5,783万5,000円を予定しております。

以上です。

○議長（川上要一） 9番、中山五男君。

○9番（中山五男） 一通りご答弁いただきました。ありがとうございました。

確認ですが、ごみ処理炉内の工事ですが、今年の5,659万2,000円の一式の工事内容ですが、去年の説明ですと平成28年度の仕事は焼却炉の上段とガス冷却室を中心に工事をするという説明を聞いているのですが、それでよろしいのかどうか。

それと、消防長さん、このエレベーターも三、四人ぐらいは何とか利用しているそうですが、そのために多額の費用を投資して、また毎年50万円を超える点検料がかかるとい

うことはいかかなことかと思っているのですが、いずれにしてももう設置してしまったものですから、これから、利用するなどいってもこれも難しい問題ですので、これはやむを得ないのかなと思っています。

以上です。

○議長（川上要一） 衛生センター所長。

○保健衛生センター所長（荒井洋一） 28年度の耐火物の補修の内容につきましては、議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○9番（中山五男） 了解しました。

○議長（川上要一） 10番、小森君。

○10番（小森幸雄） 病院事業会計の中から要望も含めて1点だけお伺いをしたいと思います。

まず、駐車場が手狭ということで、前々から、病院の駐車場を何とかしなくてはならないということで、多くの皆さんからの要望があったかと思います。やっと法務局がきれいに解体をされて、更地になっていますよね。それともう1つは、旧烏山時代の水道庁舎もきれいに片づいて、合せて60台分ができるんだよという説明がありました。

そういう中で、この950平米というのは法務局の地べたの部分かなと理解するのですが、この単価の算出については法務局から言われたままなのか、あるいは不動産鑑定士を入れて購入に分析したのか。これは平米というよりも坪のほうが年代的にわかりますから坪数で申し上げたいのですが、約288坪ぐらいになりますね。ということは、坪単価8万8,000円になりますか。2,550万円。

これらについての土地の単価の考え方はどうだったのかということと、これは予算が通って新年度に、4月になりますが、なるべく早いうちにぜひ整備を進めていただきたい。朝、あそこへ行ってみますと、もう車の席がなくて、非常に患者、患者を乗せてきた皆さんが苦勞しております。ガードマンが手際よく回してくれていますから、何とか今は我慢しているような状態ですが、かなり限界に近いほどの車の量ですので、ぜひ、利用者の利便性も考えて、なるべく早い時期に駐車場の整備にかかっていただきたいという要望も含めて質問をいたします。

以上です。

○議長（川上要一） 事務局長。

○事務局長（川俣秀夫） 法務局跡地の関係でございますが、この2,550万円といたしますのは財務事務所に土地の取得の要望を出すときに、予算額ほどの程度の予算を考えていますかということで入れなくてはならなかったものですから、固定資産税の路線価をもとに算出した数字でございます。

それで、財務事務所のほうでは、3月中ごろまでの予定で鑑定士を入れて鑑定評価の契約をして進めているということでございまして、いずれそちらのほうの数字が、幾らという数字の指示があるのではないかと考えております。

28年度予算ですが、財務事務所と契約して進めるわけですが、財務事務所のほうも年度早々には契約したいということで考えておられるようですので、28年度の早い時期には契約で支払という形になるかと思っております。

以上です。

○議長（川上要一） 10番、小森君。

○10番（小森幸雄） まだこれは正式な数字できちっと当てはまる問題ではないと。また、増減はあるかもしれませんという理解でいいんですね。というのは、路線価格でこっちが勝手につくった数字だということで、一体幾らになるのかというのはまだ見ていないということですね。

○事務局長（川俣秀夫） 一応そういうことなのですが、私どもではこれが上限という形で考えています。

○10番（小森幸雄） 了解です。

○議長（川上要一） よろしいですか。ほかにございませんか。
6番、大森富夫君。

○6番（大森富夫） 21ページ、一般会計のほうです。この中に、高規格救急車購入

費3,180万円が計上されております。この内容につきまして伺います。どのような車なのでしょうかとということと、入札方法、それから選定業者、入札方法によって異なるとは思いますが、その選定についてはどういうふうになるのか伺います。

○議長（川上要一） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（吉住一男） 3,180万円の高規格救急車購入費でございますが、現在、馬頭分署に配置してある救急車でございます。その救急車でございますが、平成18年の車でございます。おおむね10年弱で、今、16万キロぐらいを走っております。消防全体ですが、車両を更新するときに、車両更新計画というものを立てております。それは、年数若しくは距離数によって、そのような車両更新計画を立てているわけですが、どんなものを基準にするかということ、なかなか、南那須広域分だと、災害の件数等も当然、ほかの消防本部と比べますと少ないのですが、ある程度県内の消防の車両更新計画の年数、それと走行数によって定めているところでございます。

当然、これを今回議決していただければ、今後は指名競争入札、それと救急車ですとトヨタと日産車ぐらいが、今、救急車を納められる業者ですので、その辺のところの指名競争入札となります。

以上です。

○議長（川上要一） よろしいですか。

6番、大森富夫君。

○6番（大森富夫） 廃車につきましてはどういうふうにするのかということ、21ページに高規格救急自動車に搭載する無線設備を分けて計上されている感じもするのですが、これは一体的なものになるのかどうか。わざわざ役務費と備品購入費に分けて計上するのはどういう意味があるのか。その点につきまして伺っておきたいと思っております。

○議長（川上要一） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（吉住一男） 役務費の無線の移設は、今、新しく消防救急デジタル無線になったところで、その無線の配線が結構複雑なものですので、これは役務費として、手数料としてとったところでありまして、3,180万円の中には、救急車に乗せる医

療機器等が入っております。

以上です。

○議長（川上要一） 6番、大森富夫君。

○6番（大森富夫） 廃車のほうは。真っ赤な車ですから、廃車にしても大した使い道はないと思うのですが、これはどういう扱いになるのか、最後に伺っておきます。

○議長（川上要一） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（吉住一男） 基本的には廃車になります。ただ、外国に持っていく外交協会という組織がありまして、そのようなところに寄贈するということがあります。

それと、栃木県消防学校のほうでも、やはり廃車した車両を使うと。もし使えるようであれば寄贈してくださいというところがありますので、外交協会、栃木県消防学校、廃車と、その3つの中からの選択でいつも行っているところでございます。

○議長（川上要一） ほかにございませぬか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませぬか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第14号 平成28年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議なしと認めます。よって議案第14号 平成28年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。

議案第15号 平成28年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議なしと認めます。よって議案第15号 平成28年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして議案第16号 平成28年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川上要一） 異議なしと認めます。よって議案第16号 平成28年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩をいたします。再開は14時15分といたします。

【休憩】（午後2時05分）

【再開】（午後2時16分）

◎日程第19 一般質問

○議長（川上要一） 再開いたします。日程第19 一般質問を行います。

一般質問の時間は30分で、答弁の時間は含まれません。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、30分を超えた場合は静止いたすこととなりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは通告に基づき、11番、平塚英教君の発言を許可いたします。

11番、平塚英教君。

[平塚英教議員 登壇]

○11番（平塚英教） 11番、平塚英教でございます。一般質問は4人おりますが、第1番目ということでございます。長時間の会議の中で目が覚めるような質問をしろと言われたのですが、なかなか、朝の消防隊員のような発言にはなかなかならないかと思うのですが、どうぞよろしく申し上げます。

昨年9月、台風18号から変化をいたしました温帯低気圧などの影響によりまして、9月9日から11日にかけて、関東から東北地方の広範囲な地域で豪雨が降り続き、気象庁は本県に初の大雨特別警戒を発表し、関東東北豪雨と命名された水害は県内各地に甚大な被害をもたらしました。日光市五十里の3日間の雨量は617ミリに達し、各地で9月月間雨量の平均の倍以上になったということでもあります。

県の発表によりますと、住宅被害は床上浸水が1,970棟、建物の全半壊と一部損壊は272棟に及び、土砂崩れなどの災害は586件、鹿沼、日光、栃木市で3名の方がお亡くなりになったということでもあります。

この広域水害で被災した河川や道路など、公共土木施設の被害額は198億7,600万円、農地・農業用施設につきましては18億2,900万円、治山・林道施設は4億4,200万円とのことでもあります。

今回、本地域管内におきましては、幸いこのような甚大な被害には巻き込まれることはありませんでしたが、これまで台風や長雨等による那珂川、荒川等の氾濫で甚大な被害をたびたび受けてまいりました。対岸の火事として眺めているわけにはまいりません。地球温暖化に伴う気象変動により、いつ未曾有の災害に襲われるかわかりません。

さらに、5年前の東日本大震災におきましては、当地域も甚大な被害を受け、それに伴った福島第一原発事故に関連する被害も受けているところであります。

被災と災害対策は、このようにこれまで以上に広域化しております。県内市町は、このような状況のもとで、今回の被害を教訓に、災害等の情報収集や発信の初動体制、避難指示・勧告発令のあり方、避難所の運営、住民の意識などで地域防災計画の見直しを進めるとの報道であります。このような状況や教訓を踏まえて、本広域行政組合消防は、広域化する災害対策について今後どのような対応を図るのか、検討を進めているのか、説明を求めるものであります。

次に、広域消防の通信指令業務が昨年10月から大田原市の栃木北東地区消防指令センターに統一し、那須地区消防、南那須地区広域行政事務組合消防、塩谷広域行政組合消防

の構成団体のもとに、エリア人口39万人の広域消防共同指令業務が開始されているところでもあります。さらに、電波法の改正により、平成28年5月までには、消防救急無線を全国的にアナログ方式からデジタル方式に移行するということになっております。

本組合の消防本部、那須烏山消防署は、平成26年4月1日から供用を開始されておりまして、さらに那珂川消防署は昨年12月に竣工し、本年1月1日付けで供用を開始されているところでもあります。共同指令とともに、最新鋭の設備を整えて消防業務が執行されているところでもあります。

しかしながら、全国的には、消防広域化に伴って、救急を求めている場所の指令が正確に伝わらず、助からなかったとの事件も起きている状況であります。

本年1月24日、東京都立川市では、73歳の男性がトイレで倒れたとの通報があり、立川消防署に通報がありました。電話を受けとった男性消防士長は、2キロ離れた別の場所と聞き間違えて、指令室に救急車の出動要請をしましたが、10分後に救急隊員が到着したところ、その場所が見つからず、間違いに気づいて、本来より14分遅れで到着したところではありますが、その男性は心肺停止状態で、搬送先の病院で死亡されたということでもあります。

本広域行政組合消防においては、このような初歩的なミスが起きないように、万全の対策を図っていただきたいと考えますが、答弁を求めて第1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（川上要一） 組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいまは11番、平塚英教議員から、広域消防の対策についてご質問がございました。順序に従いましてお答えをいたします。

まず第1番目の、広域化する災害対策をどのように図るのかについてのご質問でございます。

大規模災害が発生した場合、広域消防としての役割として、まずは情報伝達・収集、情報の共有であります。栃木県の県庁8階の危機管理室から発信されます栃木県防災行政ネットワークシステムは、県内各市町、各消防本部に設置をされておりまして、気象情報など情報が伝達されております。構成市町との情報共有のもと、被害状況をいち早く収集して、適時適切に対応することが極めて重要な役割となっております。

第2点目といたしまして、広域消防は最前線で被害者の救助活動を実施いたします。地上からの救助活動になりますので、ボートによる救助、マンパワーによる救助・巡回・警戒などにより、大規模化すれば広域消防応援協定によりまして、栃木県防災航空隊、警察、自衛隊のヘリコプターによる救助活動も視野に入れることとなります。

第3点目は、河川の水位観測を実施し、道路の冠水状況、家屋の浸水状況を確認すれば、土嚢を積み、被害や二次災害の発生を最小限に抑える役割でございます。広域消防、市消防団、町消防団合同によりまして、大桶運動公園において水防訓練を実施しているところでもございまして、今後も自然災害を想定した訓練の実施を計画させていただきたいと思っております。

集中豪雨はもとより、地震、竜巻など大規模な自然災害が発生し得る気象状況のもとで、構成市町、南那須地区広域行政事務組合が情報を共有し、防災向上に努めてまいりたいと考えております。

第2番目の、広域消防の通信指令業務についてご質問がございました。

平成27年10月1日から運用を開始されました栃木北東地区消防指令センターで災害覚知した件数は、平成28年1月31日までの4箇月間において、1万74件でございました。うち南那須地区広域行政事務組合管轄からの件数は1,050件でございました。

本指令センターのシステムは、携帯電話あるいはIP電話、NTTの固定の電話からの発信者の位置を瞬時に特定をし、指令台の地図検索画面上に表示をするシステムとなっております。入力可能なデータは入力をし、構築している状況でございますが、それを運用しているのはまさに人であります。本指令センターにおいても、現行、1事案について2名の体制で確認をしながら、間違いのないように指令を出しているところでございます。

今後も十分にシステムを理解し、司令員のシステムに対する思い込み、あるいは認識不足を徹底して解消し、注意喚起を行い、万全な体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（川上要一） 11番、平塚英教君。

○11番（平塚英教） ありがとうございます。それでは2回目以降の質問に入りたいと思いますが、大体今の答弁で理解するところでございますが、やはり災害のときの対応もさることながら、災害を想定して、普段からそういうマニュアルと申しますか、あるいは行政や消防団、そして地域住民との連携の日ごろからの指導、対応というのが大事じ

やないかなと思われます。

その辺で、県から広域の要請があるとか、ここは茨城県との境でもありますので、県を越えてそういう連携を図るという場合もあろうかと思うのですが、広域的な対応と、そして地元の行政や警察や地域消防団として、地域住民との連携の対応については、日ごろどのような構築をされているのかどうか、お示しいただければと思います。

○議長（川上要一） 消防長。

○消防長（西宮一美） ただいまの件ですが、毎年、昨年もやったのですが、那須烏山市、那珂川町におきまして、消防団と合同で水防訓練というものを昨年度から正式に開催しました。これについても、ご存じのとおり、昨年9月に発生しました台風17号、18号によりまして、線状降水帯という低気圧が停滞し、極度に集中豪雨が発生するという事態がございました。これも、当南那須地区におきまして、約25キロ直線距離がずれれば幸いだったのですが、当地区が大きな被害をこうむったということもございます。

また、今月の6日、栃木県の河川課の職員の方から、研修会を開催しまして、今回の被害状況、そして被害においては、河川の整備については平成28年度から早急に対応するというので、河川のほうも改修する方向でもございます。

また、先ほど来のお話のとおり、万が一、当南那須地区に大きな災害が発生した際には、まず、当南那須からは、県北応援受援計画という言葉がございまして、栃木県の県北の消防本部がお互いに助け合い協力するという組織もございます。また、その上が、栃木県広域化消防のほうで応援受援。さらには緊急消防援助隊という組織もございます。

また、隣接におきましても、現在大宮地区においても、災害時応援受援、そして大子広域消防においても応援受援計画が立ち上がっておりまして、実際、林野火災のときにも、お互いに出動したり、応援に来ていただいたというような経緯もございます。

いずれにしましても情報化の時代でございます。メールやC T Vとかいろいろな手段がございまして、できるだけ早い情報を周知しながら、住民の安心安全に努めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川上要一） 11番、平塚君。

○11番（平塚英教） ありがとうございます。そういうことで、県や広域、さらに広域の連携は非常に、共同指令センターも始まったことですし、その辺いくのかなとは思

うのですが、やはり災害は現場で起こるわけですので、行政や地元の警察、そして地域消防団との連携が一番大事だなと思うのです。

そういう意味で、地域住民も、防災訓練だけに集約化しないで、日ごろから、特に地球温暖化で、気象の把握についても非常に精密になっているような局所の災害も前もって把握できるような情勢になっておりますので、できる限り、消防のほうも地域行政と一体となって、消防団、あるいは地域住民に、初動の安全対策についての指導が図れるように、コミュニケーションを強めていただきたいと考えます。

さらに、学校等においても防災教育というか、これは今回の質問の中にはありませんのであれですが、そういう意味で、学校関係での消防の教育までいくかはわかりませんが、連絡調整などはどんなふうにされていますか。その辺をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（川上要一） 消防長。

○消防長（西宮一美） 対応の件ですが、まず第1点が、避難訓練を各学校、南那須管内の学校では毎年開催しています。消防署のほうからは、まず消火や、学校の方針で毎年火災の想定もいろいろ考えるのですが、その中で、避難訓練や消火器の使い方、そして火災についてのお話をするのですが、長時間ではございませんが、指導はしております。

もう1点ですが、ちょっとそれに付随して、命の問題ということで救急関係の指導も、管内の中学校においては、中学2年生を対象に全員、普通救命講習会ということで、命の指導ということも、防災に携わりながら、指導は実施しております。

今後、学校のほうと、時間の関係もいろいろあるとは思うのですが、その辺も協議しながら、防災に強いまちづくりということを目的に、学校のほうの指導も、もし時間がとっていただければ消防のほうでは対応は可能だと思いますし、そのような方向にぜひ行っていただきたいように、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（川上要一） 11番、平塚君。

○11番（平塚英教） ありがとうございます。そういう意味で、何遍も同じ話になってしまうのですが、やはり平時の段階で、災害を想定して、行政や警察や地域消防団、そして地域住民に、その前に情報がスムーズに伝わって、それぞれが自分の身の安全で行動できるような体制をお願いしたいと考えます。

次に、広域行政の通信指令が昨年10月から大田原の県北、栃木北東地区消防指令になったところでございますが、これはデジタル無線もこれで全て対応されたというふうに理解してよろしいのでしょうか。デジタルとアナログ無線の対応についてはどんなふうになっていますでしょうか。その辺をちょっと説明いただければと考えます。

○議長（川上要一） 消防長。

○消防長（西宮一美） 対応済みですが、皆様ご存じのとおり、デジタルが5月31日までということで、南那須地区においてはデジタルなども全て整備しております。しかしながら今回、通信指令センターにおきまして、県北においてまだ整備が整っていない地域もございます。その地域をあわせまして、どちらにしましても5月31日までは、整備していない地区も整備するというので、消防活動上、万が一大きな災害が発生したときに、先ほどのように行ったり来たりという中の情報の伝達ということが滞ってしまいますので、5月31日まではとりあえずデジタルにまだならない地区においては調整をしながら対応するというので、当地区においてはもう整備済みです。そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川上要一） 11番、平塚君。

○11番（平塚英教） 当地域においては、消防救急デジタル無線システムに全て移行しているけれども、39万人のエリアの中にはまだアナログの状況もあるので、アナログのほうも併用してやっていくということですね。わかりました。

それで、平成26年度の救急出動が1,790件ということでございまして、前年対比で90件増、あるいは火災出動は19件で、25年と比較しますと11件減ということでございますが、まだ27年度は締めておりませんが、今現在では救急出動、あるいは火災出動はどんな件数になっているのでしょうか。

○議長（川上要一） 消防長。

○消防長（西宮一美） 平成27年においては、救急が約80件減となりました。その中を見ますと、急病、交通事故が一昨年よりも若干減ったということでございます。それと、ある程度、約250件から300件ぐらいの人が、管内の一次、二次医療機関から三

次医療に、転移搬送とありますが、その件数が、先ほどお話の中であったように、いろいろ異常気象ということで、私の間違った認識かも知れないのですが、天候によりまして、急変した翌々日に救急件数が当管内は多く発生しています。そのようなことから、転移搬送の件数も若干伸びていることも現況でございます。

それと、火災においては、一昨年は18件ということで、1件の減ということで、毎年、皆さんとの協力によりまして、火災啓発においては火災減少が徐々に伝わっているということで、今後もこの件については継続し、皆様方の協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川上要一） 11番、平塚君。

○11番（平塚英教） 救急出動で、そこらへんが難しいところなのですが、全国的に問題になっているのは、利用する側がタクシーがわりに使ったり、そういうことで消防署の救急車が出動していて、ほかの重要なところに間に合わなくなるなんていうことになると思いますので、その辺の状況はどんなふうになっているのでしょうか。

○議長（川上要一） 消防長。

○消防長（西宮一美） 実は一昨年、南那須管内には救急車が4台ございます。その4台が全て出てしまったことが5回ありました。その5回の中で、万が一に隣接の救急車を呼ぶということはなかったのですが、からの状態が約20分が1回、1時間なかったのが2回あります。

一昨年の救急統計上、救急出動の中で、軽症ということで全国的には51.8%が、救急車を呼ばなくてもよかった方だったということなのですが、当南那須地区につきましては約37%でございます。

これも救急講習会のときに、各事業所や学校等に行きまして、正しい救急車の利用・活用という講習会もその授業の中に入れておきまして、そのようなこともだんだん浸透して、当南那須地区も、全国から比べると軽症の患者さんが年々減少しております。

以上でございます。

○11番（平塚英教） ありがとうございます。以上で結構です。

○議長（川上要一） 11番、平塚英教君の質問が終わりました。

次に6番、大森富夫君の発言を許可いたします。

6番、大森富夫君。

〔 大森富夫議員 登壇 〕

○6番（大森富夫） 那珂川町の大森富夫です。質問通告どおり、3項目について一般質問を行います。

今回の質問の主要な問題意識と観点は、両市町は今後ますます人口減少が顕著になっていくことが明らかな状況におきまして、病院、消防、衛生センターの施設、組織、活動等の将来計画はどのように検討されているかということの基本にしております。

どの分野も、住民にとりまして安全安心の地域生活を保持していくのに欠かすことのできないものであるということは言うまでもありません。これらを今後の人口動態の推移から見て、現在計画ではジレンマに陥ることになると思います。住民に過重負担をかけずに維持していくことができるかどうかは、最大の関心事であります。

そのような意味におきまして、当面する問題点、疑問点について、順次組合長に伺っていきます。住民が安心、納得のできる答弁を期待するものです。

まず、病院経営について伺います。

1つは、団塊世代、また団塊世代ジュニアの生存の期間は、患者数は多くいると思われませんが、そのほかの期間については、人口減少に伴い、患者数は激減することが予想されます。この人口減少になっていく状態における患者数減を予想した、中長期的な病院の経営方針はどのように検討されているか伺います。

2番目に、一昨年の純収益は3,893万5,000円を計上しました。昨年度の決算では6億7,000万円の債務超過でした。この指摘に対し、組合長の言によれば、会計制度や消費税率の改正を除けば2,500万円の純損失となるとされています。収益を目指す民間企業と、住民の生命と健康を第一に考え、地域貢献を目指す公的病院とはおのずから存在意義は大きく違っておりますから、会計処理について必ずしも同じものをとることをしなくてもよいと私は思いますが、民間基準導入により大幅な債務超過となるということを知りますと、経営に対する不安と、住民負担増の心配を呼び起こさせることとなります。今後、市町の負担金増や患者サービスの低下はないのかなども懸念されます。

そこで、会計処理における民間基準導入が、経営にはどのような影響を受けているか、改善の方策等はどのように検討されているのかということについて伺います。

次に消防活動について伺います。

昨年上台という地域、那珂川町で火災が発生しました。この地域の道路は、軽自動車はやっと走れるような狭い幅員の道路ばかりです。消防自動車はやっと入れるところです。道路の両脇は籐藪で、ここに火をつければ、ここ一帯の住宅は焼き尽くされるだろうと、昨日もこの近くの人に伺いました。

このような地域は、管内にはこの例だけではないと私は思います。このような地域について、消防では管内全域をどのように把握され、実際の活動というものは、上台の例ではないですが、消火活動に大変な手間がかかったようなところは、実際に活動する場合の計画、そして実行についてはどういうふうになっているのかを伺います。

上台の例ではありませんが、水を吐くときまで大変な時間がかかったということは、消火栓がどこにあるかわからないというような状態になっておりました。水をとるのに川までホースを引っ張っていかなければならなかったというようなことも聞かされております。この水利状況を、こういった地域ではどういうふうに把握されているのか、また改善策、その計画はどういうふうに検討されているのかという点で伺いたいと思います。

2点目は、少子高齢化が進行し、後継者がいなくなり、空き家が大変多くなっております。防犯・防火という点から、地域における大きな課題になっていると思います。私の地域におきましても、ちょっと目を上げれば、あのうちは空き家だと、すぐに何軒か目立つような状況になっています。

これは、消防としても無関心ではいられないはずであります。この状況につきまして、消防では、この那須烏山市、那珂川町におきまして、全域を見渡して、消防との関係でどんなふうに捉えているのか伺うものであります。

火災の未然防止策、これがとりわけ、空き家の状態からしますと重要なことになるわけですが、消防はどういうふうに検討されているか、伺うわけであります。

次に衛生センターについて伺います。

ごみ処理及びし尿処理センターは、経年劣化の補修工事、及び延命措置を講じても、これ以上の操業は難しいとの判断に基づき、新たな施設建設を目指していることはご承知のとおりであります。このための総事業費は、これまで約70億8,000万円とされ、そのために各市町で基金積み立てに着手しております。

しかし、この計画につきましては、果たして管内の人口減少傾向にどのように対応しているのかという点につきましては、納得のいく説明を得ておりません。したがって、改めて新施設計画の進捗状況と、その際、各市町の人口減少についてはどのように検討されているか、当初計画は変更されるとするならばどのように修正されるのか、伺うわけであり

ます。

次に2点目といたしまして、生ごみの分別収集について伺います。

これまでも、同僚議員からもこういった問題提起がなされておりますが、新施設計画のうち、ごみ処理施設は生ごみの分別収集を進めるのか、既存のような施設にするのかということでは、施設構造、経費等におきまして大きな差が出てくることが考えられます。人口減少問題が行財政全般に大きな影響を及ぼすとともに、ごみの自然減少と生ごみの分別収集はさらにごみ減少につながることもなります。こうした取り組みが、新施設建設投資の過大防止ともなるわけであります。生ごみの分別収集について、具体的な計画、検討がどのようになされているか伺います。

第1回目の質問といたします。

○議長（川上要一） 組合長。

[組合長 大谷範雄 登壇]

○組合長（大谷範雄） ただいま、6番、大森富夫議員から、病院経営について、消防活動について、そして衛生センターについて、大きく3項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えをいたします。

まず1項目めの病院経営についてご説明を申し上げます。

まず第1点目の、第6期栃木県保健医療計画によれば、栃木県の人口は平成17年の202万人をピークに減少傾向が続いておりまして、平成47年には170万人に減少すると予測をされております。一方、65歳以上の高齢者人口は、平成17年に39万人だったものが、平成47年には58万人と、3人に1人が高齢者になると予測されております。

受診患者の年齢別の状況でございます。平成23年栃木県医療実態調査によりますと、65歳以上が入院で全体の62.9%、外来で全体の42.3%を占めておりまして、那須南病院の場合は入院が92%、外来が70%で、さらに65歳以上の割合が高くなっております。

このようなことから、全体的な人口は減少してまいります。医療機関を受診する年齢層の患者数は逆に増加をすると予想いたしておりまして、国においても、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、各種施策を検討している状況でございます。

那須南病院におきましても、国の動向に注視をしながら、地域住民の必要としている医療を提供できるよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。

2点目の、地方公営企業民間基準導入の件でございます。病院経営にどのような影響を与えているかのご質問でございます。

地方公営企業会計制度が46年ぶりに大幅な見直しが行われました。平成26年度から適用されたところでございます。改正内容のうち、特に影響があったものを説明させていただきますと、損益計算書におきましてはみなし償却制度廃止により費用が増加をして、貸借対照表においては今まで資本に計上していた企業債を負債へ計上することとなりましたので、財政状況が悪化したように見えるわけでございます。

また平成27年10月1日の新聞紙上では、総務省のまとめによると、債務超過の地方公営企業は全国で215事業、うち那須南病院は6億7,000万円の債務超過だと、このように報道されました。

債務超過といいますのは負債の額が資産の額を上回っているような状態をいいますが、那須南病院の場合は、負債の企業債については繰出基準に基づきまして他会計繰入金がございますので、実質的には債務超過の状態ではございません。

会計制度の改正が病院経営に与える影響といたしまして、費用が増加をしたことにより、損益計算上赤字になりやすく、一見すると経営状況が悪いように見られることだと考えます。

実際、病院を経営していく上で一番重要な指標は現金残高であります。参考までにここ数年の年度末残高を説明させていただきますが、平成24年度7億6,000万円、25年度7億8,000万円、26年度8億6,000万円、増加傾向にございます。

表面上に惑わされることなく、ぜひ、この内容をご理解いただきまして、病院経営にご協力、ご支援いただきますように、切にお願いを申し上げます。

次に消防活動についてでございます。

まず1点目の、消防自動車の入れない地域における消防活動はどのようになっているかでございます。最大限、有効対策としてどのような活動形態をとっているかのご質問でございます。

平成27年9月の議会定例会におきまして、救急活動におきまして、狭隘な道路で進入できないときの現場活動は、119番通報時、申告内容及び聞き取りによりまして、対象地区への救急出動する場合の対応は、救急車、ポンプ自動車の同時出動、及び現場到着後、救急隊からのポンプ隊応援要請をし、救急隊3名、ポンプ隊2ないし3名のマンパワーにより、ストレッチャー、担架ですね、救急資器材の搬送、救急隊長が先行して傷病者と接触、状況確認、処置を実施しているところでございまして、病院収容までの時間短縮に努めているところでございます、との答弁をさせていただきました。

消防活動は、火災活動におきまして延焼拡大を防止、被害を最小限に抑え、要救助者を救出することが任務でございまして、風水害、地震等の自然災害におきましても、被害を最小限に抑え、要救助者を救出することが任務であることから、消防は資器材の点検、取り扱い訓練はもとより、消防自動車の入れない地域、または水利確保の困難な地域を想定した地元消防団との合同による中継訓練を実施し、消防活動においてマンパワーがどれだけ重要か、消防はその施設を十分活用して消防活動を行うことが重要かについて、消防署、消防団が認識をし、日ごろから有事に備えることが有効策であります。

また、水利活動の困難な大規模林野火災の消火活動、三次医療救急機関に収容が必要な傷病者搬送は、消防組織再編における新庁舎建設の重要点でございました、栃木県防災航空隊おおりドクターヘリの離着陸場として、あるいは管内防災拠点の那須烏山消防署、那珂川消防署へヘリポートを備えられましたことは、今まで以上に消防活動を行う上で最大限有効策であろうと確信をいたしております。

2点目の、空き家が多くなっているわけですが、消防としてこの事態をどのように捉えて、火災を未然に防ぐ方策はどのようになっているかとのご質問でございます。

空き家問題につきましては、南那須地区広域行政事務組合管内のみならず、全国市町村において増加をしている、いわば社会問題でございます。平成25年の総務省調査によりますと、全国の空き家件数820万戸、住宅全体の約13%を占めているようであります。高齢化社会、核家族化などの社会現象により、さらに増えることが予想され、空き家が絡んだ火災も増加することが予想されております。

南那須地区広域行政事務組合管内の空き家住宅が絡んだ火災は、過去10年間で2件発生いたしております。放火による火災は発生しておりませんが、通常、空き家といいますと内部への侵入が容易であること、住民の目が届かないなどの理由から、放火による火災のおそれもございます。

現在は火災予防広報、及び巡回の際に、火災予防上危険な空き家住宅を把握した場合、近所の方に目配り、気配りをお願いしているということ以外は、空き家の火災を未然に防ぐ方策は行っていないのが現状でございます。

今後は、空き家所有者を判明させるために、市町の担当課への協力を依頼しながら、南那須地区広域行政事務組合火災予防条例第24条にありますとおり、空き家への侵入防止、周囲の燃焼のおそれがある物件の除去等、火災予防上必要な措置をとっていただけるよう指導するなど、積極的な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、3項目目の保健衛生センターについてでございます。

まず第1点目の、新設計画はどのように進められているのか。その際、各市町の人口減

少についてどのように検討しているのか、当初計画は修正されるのかにつきましてお答えをいたします。

ごみ処理施設及びし尿処理施設の整備計画につきましては、施設整備スケジュールに基づき、一般廃棄物処理基本計画及び施設整備基本構想の策定に12月から着手をしたところでございます。

今後、施設整備基本構想につきましては、今年の7月にコンサルタント業者から出てまいります素案をもとに、学識経験者3名、組合議会議員2名、組合構成市町から推薦された者6名、及び組合構成行政機関の職員2名の計13名で組織させていただきたいと思っております。

施設整備基本構想検討委員会において審議をいただきながら、パブリックコメントを実施し、私、組合長まで報告をさせていただくことにしております。

また現在、各市町の担当課長及び担当者等で組織いたします環境衛生部会におきまして、新ごみ処理施設の処理対象物及び建設用地の選定方法の検討を進めているところでございます。

次に、那須烏山市と那珂川町の人口が減少していく中での施設計画の検討であります。

人口減少いたしますと、ごみ及びし尿の処理量も減少し、施設規模に大きく影響いたします。市町の人口推計の整合性を図りながら、特にごみ処理施設におきましては、ごみの減量化・資源化を図りながら施設の整備計画を進めていきたいと、このように考えております。

また、平成25年11月に開催いたしました組合議会議員全員協議会におきまして、担当課長から説明を申し上げました新たなごみ処理施設及びし尿処理施設の規模及び事業費等につきましては、想定規模、想定事業費等でありますので、現在策定中の整備基本構想の中で、改めて積算することといたしております。

2点目の生ごみの分別収集について具体的な計画・検討がなされているのかについてでございます。

生ごみの分別収集につきましては、構成市町の課題でございますが、各市町において検討すべき課題と考えておりますので、構成市町において調査研究の段階であり、具体的な計画は今のところない、このように伺っておりますので、このことをご報告させていただきまして、答弁にかえさせていただきます。

以上、答弁を終わります。

○議長（川上要一） 6番、大森富夫君。

○6番（大森富夫） 病院経営について、その起債状況のあらわし方ですね、特に現金がどうなっているかということが一番経営に、特に公表の仕方によって影響の違いが出てくるわけですが、今度のキャッシュフローを見ても、約8億円からの現金があるということで示されておりますから、経営上は、そういうことが示されれば安心して病院は経営されているんだという感じを持つんですけれども、一般的には債務がこのような額の大きいものを出されると、そういう中身を承知していない方は不安に思うのではないかと、そういう実態になるのではないかと私は思っています、そういう点では、今回、病院経営についてを2番目に挙げたわけです。

これと関連して、病院経営ですからこれからも長く、地域おける欠かすことのできない病院の存在というのは、地域の住民にとっては非常に重要な病院ですから、そういうものは望まれていると思います。そこで、経営ということに関連してくると思うんですけれども、今年度中に診療報酬の改定がなされるという報道がされております。これは大きな影響が出てくるのではないかと思いますけれども、この点ではどのような受けとめをしているのか伺っておきたいと思えます。

○議長（川上要一） 病院長。

○病院長（宮澤保春） このたびの診療改修におきましては、まだ詳細が正確に発表されておきませんので、今後発表されてからの検討になりますけれども、主に一番大きいのは、7対1看護体制をとっている病院にその影響が非常に大きいのではないかと。我々、那須南病院は10対1という看護基準でお願いしておりますけれども、7対1の超急性期の比較的大きな病院への影響はかなり大きいのではないかとちまたでは言われております。それほど大きい那須南病院に対しての影響はないのではないかなと、今のところは考えております。ただ、これも正式な発表はまだですので、今後、発表がありましたら精査してまいりたいと思えます。

○議長（川上要一） 6番、大森富夫君。

○6番（大森富夫） 病院も同じ存続して、地域住民の健康、生命を守っていくということで、重ねて地域における存在というものに、本当に欠かすことができないんだということを強く思っているんですけれども、病院自体の取り組みという中で、その内部での取

り組み、医師の確保と看護師の確保。病院収益が上がらないのは、その一番の要因というのが医師不足、あるいは患者サービスの低下、看護師不足というところにあるのではないかと思います。恒常的に医師の確保と看護師の確保というのは、常に取り組んでいかなければならない課題になっているのではないかと思いますけれども、この点では今どういう現状になっているか伺います。

○議長（川上要一） 組合長。

○組合長（大谷範雄） 今、大森議員のご指摘は、まさに私も同感であります。まず医師確保というのは、大きな課題でございまして、特にこの那須南病院についての、150床という比較的小規模な病院体制につきますと、どうしても外来患者、そして入院患者を常に90%以上の回転率で回す必要がございまして、それが健全経営につながることで私には思いますので、それにはやはり何と言っても、医師の確保が大変重要であるということ、これを病院長、そして管理監督者として、栃木県、そして自治医大、また獨協医大の支援をしていただく拠点の団体に、定期的に、あるいは随時要望活動を展開いたしております。

過日も、病院長と1月に挨拶に行かれまして、自治医大の医局に訪問いたしまして、またさらにそういった副次策を要望してまいりました。

看護師確保についても大変重要でございまして、そちらの議決をいただきましたけれども、看護師の確保については、今まで報酬が大変低かったわけです。そういうところから今回、看護師については5級までの引き上げと。これはほかの公立病院等いろいろな調査をいたしましたけれども、いまだ私どもは4級でございますから、極端に開きがございました。そのようなところから、先ほどの議決はこれからの看護師確保については、私は、本当に拍車がかかるなど、大変嬉しく思っています。

そういう中で、この奨学金制度も新たに創設をしたり、いろいろとそういった効果が出てきておりますので、看護師のマンパワーも十分とは言えませんが、これから順調に確保されるのかなと思っております。そのようなところから、この医療職の数、質的な向上も含めた確保については、今後も看護師の確保等を傾注していかなければならない、こういうことでございますので、引き続き要望活動を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（川上要一） 6番、大森富夫君。

○6番(大森富夫) 私も、医師の確保と看護師の確保、組合長の答弁の中では、看護師の確保という点では、募集をかけても応募が少ないという点が証明されましたけれども、患者にしても、あるいはこの病院内部の医師、看護師の点におきまして、病院に行きたいという気になるには、魅力のある病院じゃなきゃならないと思うんです。それは、病院事業自体を健全に運営できるということと、安心して患者さんがその病院に向かっていけると、こういう両面を見まして、それでは、そういった両面を見て、この病院が頼りになる、あるいは魅力のある病院とするには、それなりの宣伝も大事でありますけれども、もちろん中身が一番大事であって、魅力の出し方、打ち出し方というものはどんなふうの研究、検討、あるいは実際の取り組んでいるという具体的なもの、これはどういうふうに行っているか伺っておきます。

○議長(川上要一) 病院長。

○病院長(宮澤保春) おっしゃるとおり、医師の確保は非常に重要な課題で、昔も今をそうでございますけれども、世代交代と言いますか、若い医師を招聘して、切れ目のないと言いますか、継続的に医師が確保できるような形にしていきたいという理想がございますので。1つ力を入れたいと思っておりますのが、医師の教育と言いますか、研修と言いますか、そういったことを積極的に取り組んでまいりたいと思います。

そのために、那須南病院としましても、医学生の夏の実習であるとか、初期研修の地域研修というのが1箇月ほどあるんですけれども、これを自治医大と協議しまして行うことにいたしました。

平成28年度においても約7名の若手の医師が1箇月ずつ、約1箇月交代で研修という形でやっています。

また、初期研修を過ぎた後に、今、精力的に専門医、内科、外科、そういった基本的な病院の専門医の制度が大きく変わろうとしていますけれども、専門医の研修というものも、大病院と、それから我々のような病院と連携して教育に当たるという方針が全国的に出ておりますので、そういう専門医研修の一端を担うという意味で、地域研修という形で受け入れを今考えているところでございます。

そのような形で、若い先生方に研修の場として来ていただいて、そういう中で継続的に長く勤務していただけるような医師を確保できればなという形で考えております。

○議長（川上要一） 6番、大森富夫君。

○6番（大森富夫） 議会も存続についていろいろと尽力していきたくと思いますけれども、当の病院のほうでそういった経営がうまくいくような、自前の取り組みというのが非常に大事だと思いますので、ぜひともその関係者、あるいは各方面に一層の努力をお願いしたいと思います。

2点目の消防活動について伺います。

上台の火災の消火活動につきましては、先ほども若干触れましたけれども、一番近い消火栓が見つからなかったそうです。ですから、消防車が駆けつけてみたはいいけれども、消火栓が見つからなくて、消火活動に移れなかった。それでやむを得ず、川にホースを引っ張って行って。ですから、これは数分か十数分、その間かかったんだと思うんです。そういう活動だと私は聞きました。したがって、水が出たときには、牛舎は全焼、住宅も半焼したということを知りました。

ですから、火災が発生したときに、少なくとも一番近い消火栓にホースをつなげなければならぬはずでありますし、防火槽もどこにあるのかわからない。近くに池があるんですけども、カラカラになっている。ですから、ここはもう水を引くことができない。さらに、消火栓の看板が見えない。全部、消火栓ですよと書いてあるのが置いてあるのかどうかわかりませんが、上台の消火栓の近くには看板も立っているらしいんですけども、その看板の文字が見えない。だから消火栓を探すことができなかったんじゃないかと思うんですけども、こういう状況になっていたというのが実態だったということを知りました。

そういうことを聞けば、改めて消火栓の状況とか防火槽、あるいは防火ため、こういう状況はどういうふうになっているのか。やっぱり烏山市と那珂川町のそういう状況というものは把握しておく必要があるのではないかと。あるいは、巡回の消防の活動の一環もあろうかと思うんですけども、実際活動に役立つようなそういう巡回の業務もきちんとしておく必要があるのではないかと。改めてそれらの状況を消防長に伺っておきたいと思っております。

○議長（川上要一） 西宮消防長。

○消防長（西宮一美） ただいまの件、実は今、議員がおっしゃるように、上台の火災につきましては、大変道路状況も悪いということで、とりあえずうちのほうの車両は、現

場直近ということで、現場には直近しました。その後なんですが、実は、毎年そのような場所、あるいは水路の困難な場所については、消防署だけでの人数ではどうにもならないということで、当然、毎年消防団と中継訓練の実施はしているのですが、たまたま河川の水の流れについて、大変流れが少なくて水の出が遅れたというのも聞いております。

また、看板につきましても、毎年、うちのほうでは各地区において地理・水利調査というものを職員全体で実施しております、今お話があったように、草刈りや看板の見えないところの撤去や、あるいは新しい看板のつけかえということも前からずっとやっております。

今回の話だと、水が出なかったとか、知らなかったというお話を聞いたということなんですが、うちのほうの職員としては、消防水利がどこにあるかというのは、当然、把握しているつもりでもありますし、変な話、消防団の方の活動の中での話かなと私は認識しております。うちの職員は、地理・水利、当然、災害があると車両は現場へ直近して、消防団から中継の水をいただくというのは基本で、毎年毎年訓練をしております。その中で、たまたま消防団の方が看板が見えなかったとか、あるいはどこにあるかわからなかったというようなお話であって、うちのほうでは災害があるたびに、戻りまして検証会というものを開催して、水がわからなかった、水利がわからなかったというお話は聞いておりませんので、その辺も確認をしながら、どちらにしましても、今後徹底はしたいと思います。

また、消防水利につきましても、防火水槽につきましても、民有地や個人の土地がございまして、この辺に水利がないから勝手につけようということではできません。基本的には、町の消防団の方と協議をしながら、予算の面でもいろいろあります。今年は2箇所とか、あるいは3箇所というような計画性を持ちながら、各水利不足の地区においては要望をいただきながら現在、消防水利については検討中でございます。

また、消火栓につきましても、これもいろいろございまして、ただ水がないから消火栓をつくるということよりも、地元の家の戸数、あるいは水道の口径によりまして消火栓ができない地区もございまして。その点についても改善をしながら今後図っていきたいと思っておりますし、那須烏山市、那珂川町においても各担当が、消防水利計画というものに基づいて毎年毎年検討しているわけでございます。そのようなことも踏まえまして、消防も一層協議をしながらこれから消防水利の確保には応えたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（川上要一） 6番、大森富夫君。

○6番（大森富夫） 消防の関係ですけれども、地元の人が言うので、一番近い人にそういう話を聞かされたのと同時に、私もいろいろ消火栓とか防火槽、あるいは防火たてを自分の目で見て、どういう状況になっているのかということを確認した上で話をしているわけなんですけれども、水利の状況を、道路の問題もありますけれども、水利が実際に役に立つような道路、道路が悪いということと、看板がひん曲がってしまっていて、文字も見えないというようなところも実際あるわけです。それは、消防長は抜かりなくやっているつもりだということで話されますけれども、その点が実際の火災現場に照らし合わせまして言うことができますので、改めて点検し、看板なども見えるような看板にしてもらいたいと思います。

そういうことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（川上要一） 6番、大森富夫君の質問が終わりました。

ここで休憩をいたします。再開は15時30分といたします。

【休憩】（午後3時23分）

【再開】（午後3時31分）

○議長（川上要一） 再開いたします。

10番、小森幸雄君から早退の願いが出ておりますので、許可しております。

7番、樋山隆四郎君の発言を許可いたします。

7番、樋山隆四郎君。

〔 樋山隆四郎議員 登壇 〕

○7番（樋山隆四郎） 私は、那須烏山市の樋山です。ちょっと風邪を引いていて声がなかなか聞きづらいと思いますが、2点にわたって質問いたします。

まず第1点目は、先ほどからる議員が言っています焼却施設です。このスケジュールはどのようになっているかと。

もう一つは、医療・介護についてです。これは先ほど、那須烏山の市長から言われたように、これから15年、20年ぐらいに人口は減るんですが、高齢者が多くて、医者に対する需要が非常に増えてくるんです。この非常に増えてくる需要にどう応えるかと。これはどういうふうに対応するかという質問であります。

それからこれは、これからの質問になります、下手をすれば、これはどこもそうなんです、ここだけではないんです。栃木県、全国がそうなんです。そうすると、先ほど病院長が言われたように医師不足、この医師の補充をしなければいけない。こういう状態になったときに医療難民が出てくると、これをどういうふうにするんだと。那須烏山市の南那須病院は20名体制ということが、今見たら15名ぐらいですから、これも早く言えばどう充実するかと。こんなものに関してこれから質問をしていきますが、とりあえず1回目はこの辺でおさめておきます。

○議長（川上要一） 組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいまは、7番、樋山隆四郎議員から、焼却施設及び付帯設備について、そして医療・介護について、2項目にわたりましてご質問をいただきました。順序に従いましてお答えをいたします。

まず、1項目目の焼却施設及び付帯設備についてであります。

10年後の焼却施設等の新設に関するスケジュールはどのように進んでいるのかと、まずご質問がございました。焼却施設の整備スケジュールにつきましては、先ほど大森議員の一般質問に対する回答と同様でございますけれども、施設整備基本構想の策定に12月から着手をしたところでございます。焼却施設につきましては、施設整備基本構想の策定の中で、生ごみを今までどおり焼却した場合と堆肥化した場合における施設規模、概算事業費、財源内訳などを比較させていただいて、当組合において最もベストな処理システムを選定できるよう進めていきたいと考えております。

また保健衛生センターに搬入されますごみの約16%を占める廃プラスチックごみにつきましても、今までどおり焼却した場合と分別をして資源化した場合の費用対効果につきましても検討をしているところでございます。

さらに、焼却施設の施設整備に伴いまして、国の循環型社会形成推進交付金の対象施設とするために、人口要件・面積要件のほかに余熱利用の要件をクリアしなければなりませんので、発電による利用、ごみ処理施設内での利用など、他の自治体における余熱利用状況も含め、調査研究をしながら費用対効果を考慮したものにしていきたいと考えております。

なお、現在、環境衛生部会におきまして、新ごみ処理施設の処理対象物及び建設用地の

選定方法についても検討を進めているところでございますので、ごみの減量化、資源化を図りながら施設の整備計画を進めていきたいと考えております。

次に、2項目目の医療・介護についてでございます。高齢者増加に伴うご質問でございます。先ほどの大森議員の答弁と重複することがございます。ご了承いただきたいと存じます。

2025年には、団塊の世代が75歳以上となりまして、15歳から64歳の現役人口も減少するために、日本人の5人に1人が75歳以上となる超高齢化社会が到達いたします。生涯医療費は75歳から79歳にピークを迎えますので、要介護になる可能性は75歳から上昇していることから、2025年ごろには医療・介護・福祉サービスの需要が最大化になると、このように予想されております。

このため、国では、社会保障と税の一体改革関連法、社会保障制度改革推進法並びに医療介護総合確保推進法により対応をしようとしております。このうち、医療に関する内容についてご説明いたしますと、今、医療提供体制は、2025年を見据えて衣がえをする時期を迎えておりまして、入院偏重の医療を改め、各地域ごとに人口動態に合わせた医療提供体制の再編が求められております。この再編の施策といたしまして、地域医療構想があります。地域医療構想は、都道府県が2次医療圏単位で策定することになっておりまして、栃木県では今年度中に決定、公表できるよう事務を進めているところでございます。

地域医療構想の内容といたしましては、2025年の医療需要と病床機能ごとに必要とする病床数、目指すべき医療提供体制を実現するための施策となっております。

那須南病院といたしましては、栃木県地域医療構想で計画された高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの病床数などを参考にしながら、地域住民の必要としている医療を提供できるよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（川上要一） 7番、樋山隆四郎君。

○7番（樋山隆四郎） 今、答弁をいただきましたが、焼却施設に関して、これから基本構想が出るということですから、細かいことを言っても仕方ありませんが、この焼却構想の中で、前に早く言えば、広域ではこういうのを出しているんですよ。焼却でないんですよ、これは汚水です。これは、循環型社会形成推進計画の中に非常に細かく出ているわけです。先ほどの分別から始まって、それがどのぐらいでどういうふう処理したかは、こういうふうなものが出ているので、これからの基本構想にもこういうものが出てくると

と思いますが、私はそこで、熱、それともう一つは徹底した分別をやることによって何が出てくるかと。私は、バイオ発電のための熱源にすると。このバイオも生ごみです。そのほかにふん尿、ここではし尿処理設備がありますから、そこで乾燥したもの、あるいは半乾燥したものをバイオマス、ここでガス化するわけです。そのガス化したものを熱源にしてタービンを回して発電をします。これは、ただそれだけでは足りないのも、もったいないということは、焼却炉があるわけですから、その焼却炉の熱と、あるいは補助施設としてバイオガスの発電、ガスをそこに供給して、高圧高濃度の水蒸気を送って発電すると。そうすると、最終的にはし尿処理の必要がなくなる。それは最終的にどういうふうになるかという、肥料になるわけです。それは非常にいい肥料になるわけです。ですから本当に循環型になるわけです。こういうものをこの構想の中に入れる。そして、この焼却施設、あるいはし尿処理施設のこの発電に要するコストをいかに安くするか。ただそのかわり、その発電はどのぐらいの費用がかかるか、投資がかかるから。こういうことも計算に入れてこの基本計画をやってもらいたい。

ただ今までどおりに焼却すればいいんだと。そうではなくて、これから10年後ですから。この焼却施設ができたのは1990年ですからね、開始は。もう二十四、五年たっているわけです。最終的には30年以上。ですから、その焼却炉をつくるのにできるだけ工事費用のかからない、それにはいかに徹底した分別をするか、こういうところにかかっているわけでありませう。

なぜそんなことを言うんだと。これからこの両町は、どれだけ貧乏になるかわからないですよ。とにかく生産年齢人口はなくなる、人はいない、年寄りばかりだ。早く言えば、この広域行政事務組合の維持だって大変なんですから。そこへ来て、今度は病院がある、消防もある。今、いい設備をした。しかし、ここから人数がどのぐらい減っていくか。両町だって大変ですよ。

2060年、国家は1億人を切らないようにすると言っていますが、2040年、2050年あたりだって、那須烏山市だって下手すれば、1万6,000人となっていますが、私は1万6,000人もっと減る。那珂川町だって、これまた減る。2万人ちょっと、このぐらいの人口でと言って、今4万6,000人ぐらいです。そうしたら早く言えば、ここを維持することができない。そのかわり高齢者が多いんだから、この負担、福祉費用がどのぐらいかかるか。こういうことを考えたら、できるだけ投資金額を安くして、そしてそのランニングコストをどこで補うかということになれば、熱でも、ガスでも、これを使っていかに安くするかということをしなければこの組合自体がもたない。それともう一つは、病院経営が大変だと思います。こういうところでありませう。

病院経営に関して、医療難民と、今でも医師は足りないんです。その医師をどうやって早く確保するか。そういったときに、那珂川町耕作放棄地が480ヘクタール、那須烏山市が600平米。この耕作放棄地に何をやるかといったならば、太陽光発電です。これは2020年からは発送電分離。日本ロジテックがもう来年やめると言ったのは、あそこは発電施設を持っていないんです。発電したところを入札で安く買うわけです。そしてその利ざやを稼いでいるわけです。ですから、1割やそのぐらい、2割ぐらい安くなるといって、この場合には発電をします。これ大変な面積ですよ。これで発電をして、そしてこの町の維持費にします。もう既にそのことをやっている町が、長野県の飯田市です。あそこはもういろんなところの施設を利用して、太陽光発電もやっている。ですから、こういうものは発電を軽くするために、水でも熱でも太陽光でも、ありとあらゆるものを利用して発電をする。

そして、これは売電もできるわけですから、余ったものは売ると。そしてその経費に回すと。もともとここは財源がないんだから。こういう財源のないところを、今まではどういうものなのか。また財源がなくても、国は地方交付税、標準財政規模の収入が今度下がったらすごい増えるんだから、下手すりゃ努力しないほうがいい、ちゃんと国がくれるんだから。

そういう反面があって、地方は今までのんびりしていた。しかし、今度はそうはいかないからね。地方創生戦略をしっかりとやって、評価をなさい。しっかりできたところにはお金をあげましょう。できないところはペナルティですよ。あなた方は自分たちで目的をつくったんです。目標をつくったんじゃないか、何でできないんだ。そんな甘いことは言わせませんよ。国は財源がないんだから。石破さんは、もうそう言っていますよ。ですから我々は、これからどうやってこの地域を安心・安全にできる老後を送れるように、また若者に希望を持てるような地域にしていくかというためには、私は、何としてもそういう天然の水であって、これは小水力発電は既にほかでやっていますからね。鹿沼でもやっていますから。

こういうものを使いながら、売電をしたり、あるいは那須烏山市あるいは那珂川町の電源を何割も安く、あるいはただで提供する。そうすれば人は来ますよ。余った金で、早く言えば幼稚園の子供たちは一切かからない。医療費もただだと。こういうことができるようになるには、この遊休農地ですよ、もう耕作放棄した、ここをどう利用するか。これがうまくいくかいかないかは、これからこの計算をしなくちゃならない。赤字でやっても仕方ない。どのぐらいで償却できて元が取れるか。こういうものも含めて、これからの計算をしながら、この計画を進めていってもらいたいと。

それともう一つは、那須烏山市の病院の問題です。那須烏山の広域行政。これは、もう最終的には在宅医療しかない、連携をしながら。しかし、医師が来ないということには、もうどうにもならない。医師に来てもらうにはどうするかといったときに、那須南病院の電気料がただだと。そうしたただの分を、かかった分を医師に違う形で出せと。少しぐらい金をやらなければ来ないって。

それともう一つは、この地域の医療体制が素晴らしいと。あ、なるほどと。開業医それと中核病院が、本気になってこの地域の皆さんの健康を守っていこうと、こういうふうなシステムがあるということになれば、医師だって、よし、俺もここへ来て一肌脱ごうと。そのかわり、医師の待遇はよくしなければだめですよ。そういう財源をどこから得、捻出するか。もう税金なんか上がらないんだから。そういうことを考えて、これからは自治体でも、広域行政でもそういうことを、稼ぐことを考えなければだめなんだ。稼いで初めて、これから自分たちのこの地域をよくすることができるんだと。今までは稼ぐんじゃなくて、違うことばかり考えてた。これからの時代は、そういう時代はもう終わったと。だから私は、声を大にしてこういうことを言いたいのは、そこにあるわけです。ですから、これは在宅でやって大変ですよ。下手すれば介護士から、自治会から、行政から全て含めてやらなきゃできないんですから。

それでも早く言えば、1年や2年じゃできないですよ。だから私は、こういうことを言うのは遅過ぎないって言うんですよ。何ぼ早くたっていい。これは最低だって5年はかかりますからね、最低で。下手すれば、7年、8年、10年かかったってできないかもしれない。でも、やっぱりそういうものは今やらなければだめです。だめだって言ったときではもう遅いんです。だから私は、声を大にしてこういうことを訴えるので。とにかく質問時間は30分ということでもありますから、こんなことをいつまでも言ったってしょうがないです。またやらなくちゃだめなんだ。あとは、答弁のほうを待っているだけです。

○議長（川上要一） 組合長。

○組合長（大谷範雄） 樋山議員から、衛生センター、そして医療・介護全般にわたりますて再質問いただいたわけですが、私は、議員ご指摘のように、今、地方創生の戦略の論議をされましたけれども、まさにすることは十分私たちも理解しながら、今後、広域行政もあり方を考えて検討していくということになるわけでございます。人口ビジョンも市町でお送りさせていただきましたけれども、これから、今4万6,000人がほぼ半分以下

になるわけです。市が2万人、そして町が8,500人ということですから、これから25年後は今からほぼ半分以下、そういうところで議員ご指摘は、70億円の焼却施設が果たして是か非かというところが私は観点だと思うんです。私もそう思います。

しかし、こういったなくてはならない施設でございますから、これも施設整備基本構想の中で具体的に検討していくべきだと思うんです。先ほども申し上げましたように、堆肥化できるものは、徹底した分別でもって堆肥化はできるんだし、そして燃やすものは、極力最小限に減らす努力、これが一番必要だと思います。そして、今後この整備をするにしても、環境省からの補助が出るような、そういった地球温暖化のCO₂削減にも配慮した補助金が最大出るような施設でありたいと思っています。

そのようなところから、ぜひ今後ご指導いただきながら、13年あるいは14年後計画をしておりますこの施設整備の施設については、できる限りの南那須広域行政事務組合として身の丈に合ったといいますか、そういった施設にすべきだろうと、このように痛感しています。

医療・介護についても、病院等の医師確保についても触れられましたけれども、医師確保は喫緊の課題でありますし、医師確保とあわせてこういった医療職の確保は本当に必要なことでございますので、引き続きこれらに向けて努力を傾注してまいります。

また、耕作放棄地にメガソーラーをはじめということですが、再生可能エネルギー全般、水力も風力もメガソーラーもということでお答えさせていただきますけれども、再生可能エネルギーの活用は、私は最大限必要だだと思います。そのようなことから、それをいろんな機会でもって調査研究をやったりしながら、市町ともそういった調査研究をしながら再生可能エネルギーを拡大、拡充を図っていく必要があると、このように強く感じています。

的確な答弁ではないかもしれませんが、そのようなところで再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（川上要一） 7番、樋山隆四郎君。

○7番（樋山隆四郎） とりあえず質問がとにかくいいかげんでわからないんだから、答弁も何だかだらしがないと思います。どっちにしたって12月にその話をしているわけですから、明日急に何しろというわけじゃありませんが、ただ、しかし、そういう心持ちを持ってこれからこの構想にも、あるいは医療の問題にも意を決していかなければ、あとになってからではもう遅いということでもありますから。

特に医師の確保は、私は早く言えば、月に50万円ぐらい大いにやれっていうんですよ。だって、やったってあれでしょう、600万円ぐらいでしょう、1人。それで医師が来てくれば十分でしょう。それとやっぱりここについている医師が、魅力がある土地だと、こういう状態にすれば素晴らしい。俺もあそこの一員に加わってみようかと。そういうふうなものをつくっていかないと、錢だけで、札幌に引っ張られてここに来るんじゃないからね。そういう魅力ある地域に医療制度でやったりしているからというぐらいの大きな目標を持たなければだめだと。そう言ってありますから、時間もちょうどいいことですから、この辺で4時ということで、次の人もありますからこの質問の答弁は結構です。

これで質問を終わります。

○議長（川上要一） 7番、樋山隆四郎君の質問が終わりました。

次に、1番、益子明美さんの発言を許可いたします。

1番、益子明美さん。

〔 益子明美議員 登壇 〕

○1番（益子明美） 1番、益子明美です。通告書に基づき、一般質問を行います。時間も迫っておりますので、簡潔に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1つ目は、病児・病後児保育についてです。

子供が病気になったとき、有給で看護休暇を取れる企業はまだまだ少なく、核家族の場合、保護者のどちらかが休暇を取らなくてはなりません。子供を持つ世帯にとっては、待ち望まれていた子育て支援サービスの1つがやっと実現される運びとなりました。広域での連携で、那須南病院に設置されることは、両市町にとっても大変望ましく、少しでも若者の定住につながる政策となることを期待いたします。

そこで、具体的実施内容についてお伺いいたします。実施主体はどこで、定員、実施時間帯、何歳から何歳まで受け入れをするのかお伺いいたします。

次に、料金設定について伺います。利用料金については、今後、両市町間で話し合いが行われ、統一されるものと考えますが、ここで組合長、そして副組合長両市町のトップがいらっしゃるので、ぜひ子育て支援の観点から、他地域に比べて低料金または無料にするなどの踏み込んだ考え方があるかどうかお伺いいたします。

それから、ごみ処理施設整備事業についてお伺いいたします。大森議員、樋山隆四郎議員が聞かれておりますので、重ならないようなことで聞いてまいりたいと思いますが、質

問通告しておりますので、1回目はお許しいただきたいと思います。

塩谷広域ごみ処理施設の建設工事請負契約締結議案が、広域議会で否決されました。建設費119億円、運営費も含めれば260億円という莫大な事業費に待ったをかけたという形になりましたが、現在のごみ処理施設の稼働期間が2018年11月に迫っている現段階では、事業の再構築にはかなりの時間を要することもあり、なぜこの段階でという疑問とともに、事業をストップするという重い課題を議会が背負う形にもなりました。

この問題は人ごとではありません。我が南那須広域においても、2030年の新設に向けて、一般廃棄物処理施設基本構想の策定に入っていると伺っています。9月25日の全協で示されました施設の規模や内容について、基本的な考え方の変更はないか伺いいたします。

次に、建設用地選定については、平成30年9月末までには最終候補地を確定しなくてはならない計画であります。現段階ではどのような考え方をもち、課題はどういったことがあるのか伺いいたします。

南那須広域全体の課題として、急激な人口減少問題を抱えています。当然、税収も減ってくるであろうし、ごみの量の減少もあると予想されます。ごみ処理施設建設経費、運営費は、両市町の財政運営に多大な影響を与えるものと考えます。建設費、運営経費の削減をどのように考えるのか、またごみ処理をほかの広域行政組合と合同で処理するという新たな考え方を模索できないか伺いいたします。

1回目の質問といたします。

○議長（川上要一） 組合長。

〔 組合長 大谷範雄 登壇 〕

○組合長（大谷範雄） ただいまは、1番、益子明美議員から、病児・病後児保育について、そしてごみ処理施設整備事業について、2項目にわたりましてご質問いただきました。まず、順序に従いましてお答えをいたします。

1項目目の病児・病後児保育についてでございます。今までの経過についてご説明を申し上げます。平成27年11月2日、本組合宛てに那須烏山市長、那珂川町長連名で、那須南病院における病児保育施設の設置要望書が提出されております。要望書の内容といたしましては、乳幼児を育てる保護者が安心して仕事と育児が両立できる環境を提供するために、南那須地域内の中心的医療機関であり、小児科医が常勤をする那須南病院に病児保

育施設の設置を強く要望しますというものでございました。

要望書に対し本組合としては、要望に沿うよう協力をしていきたい旨、両市町長宛てに回答したところでございます。

さて、議員ご質問の病児保育の具体的実施内容及び料金設定についてでございます。本事業は、那須烏山市、那珂川町が事業主体でありまして、それにつきましては、両市町で決定する内容でございますので、広域議会での答弁は差し控えさせていただきたいと思っておりますのでご了承いただきたいと思っております。

次に、2項目目のごみ処理施設整備事業についてでございますが、まず1点目の9月25日の全協で示された施設の規模や内容について、基本的な考え方の変更はないかにつきましてお答えをいたします。

9月25日の全協の施設整備スケジュール表で示しました施設規模につきましては、平成25年11月の全協で説明いたしました想定規模の数字でございます。現在策定中の施設整備基本構想におきまして、将来の人口、及び将来のごみ排出量の推計をもとに、施設規模を積算することといたしておりますので、施設規模は当然変更ということになります。

また、施設の内容につきましては、先ほど樋山議員の質問に対する回答の中で説明をさせていただきましたが、生ごみを今までどおり焼却をした場合、あるいは堆肥化をした場合、これにおける施設規模概算事業費、財源内訳などを比較して、当組合における最適な処理システムが選定できるよう進めていきたいと考えております。

次に、建設用地の選定につきまして、現段階でどのような考えを持っているか、課題は何かのご質問でございますが、建設用地の選定につきましては、基本構想策定の中でどのような施設を計画するかによって敷地面積が変わってまいりますので、施設の計画概要を決定してから候補地の選定に入っていきたいと、このように考えております。

また、課題につきましては、建設用地の選定方法がございまして、建設候補地の選定範囲、抽出方法、抽出条件、絞り込み条件などを環境衛生部会で検討を開始したところでございます。

次に、建設・運営費の削減をどう考えるか、またごみ処理を他の広域行政組合と共同で処理することなど、新たな考えを模索できないか伺う、この点についてご質問がございました。建設・運営費の削減方策の1つといたしまして、ごみの減量化、資源化を図ることにより、ごみ処理施設の施設規模を小さくすることが挙げられますので、現在、新ごみ処理施設における処理対象物につきましては検討を進めているところでございます。

2つ目の削減方策といたしまして、建設用地の選定に際しましては、用地確保が安価な土地の選定、敷地造成工事及び取付道路等の施工が容易な用地を選定することが挙げられ

ます。

3つ目の削減の方策といたしまして、近年のごみ処理施設の整備につきましては、設計・建設・運営を一括して発注するDBO方式を採用する自治体が多くなってきております。DBO方式は、直営などと比べ経済的メリットがあるとされておりますが、施設規模が小さい施設や発電を行わない施設におきましてはメリットがないとのことで、採用しない自治体もございます。

当組合の新ごみ処理施設におきましては、施設規模が小さく、発電も難しい状況でございますので、十分に調査研究を行っていきたく、このように考えております。

4つ目の削減の方策といたしまして、間接的になりますけれども、建設費の財源につきましては、可能な限り国の交付金要綱に合致した施設計画を策定して、起債を含めた財源確保に努めることが挙げられるかと考えます。

最後に、ごみ処理を他の広域行政事務組合と合同で処理するなど、新たな考えを模索できないかのご質問でございます。施設の再整備の検討に当たり、検討の1つといたしまして、ごみを他の行政組合で処理できないか、平成25年度に隣接する那須広域、塩谷広域及び芳賀広域に対しまして、共同処理についてのアンケート調査を実施いたしました。

結果は、各広域とも、受け入れはできないとの回答がございました。理由は、地元との協定により受け入れできない、さらなる広域化は想定していない、施設の処理能力に余裕がないなどということでありました。

また、平成26年度には、那須広域と塩谷広域を事務局長、管理課長及び担当課長が共同処理について訪問しましたが、結果は平成25年度と同様の理由により、受け入れはできないとのことでございました。

今、益子議員ご指摘のとおり、急激な人口減少が予測される中であります。ごみ処理施設の建設は両市町の財政運営に大きく影響を与えることが思慮されておりますので、この施設も25年が経過し老朽化してきており、隣接するこの広域行政での現段階での受け入れも難しい状況でございます。

衛生的で快適な生活を送る上では必要な施設でございますので、必要最小限の施設を南那須地区広域行政単独で新設することで施設整備を進めていきたいと、このように考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（川上要一） 1番、益子明美さん。

○1番（益子明美） 病児・病後児保育の運営については、各市町などで答弁はできないということをおっしゃってしまいましたので、再質問しないかどうか迷っていましたが、町のほうにも聞こうとは思っているのですが、配置基準に合致したきちんとした保育士と看護師が那須南病院で確保されているのかどうか、その点、もし教えていただけるようでしたら答弁をしていただきたいと思います。

○議長（川上要一） 病院経営企画課長。

○病院経営企画課長（塩野目修一） 病児・病後児保育施設の看護師、保育士等につきましては、確保できる見通しでございます。

○議長（川上要一） 1番、益子明美さん。

○1番（益子明美） 保育士に当たっては、普通の保育士ではない、普通の保育状態ではないわけですね。当然、感染症やいろいろな知識の取得が必要だと思いますが、研修体制というのはどういうふうにとっていくのか、それも病院のほうでお答えになる問題ではないのかなとは思いますが、それだけちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（川上要一） 病院経営企画課長。

○病院経営企画課長（塩野目修一） 議員ご質問のように、感染症のお子さん等もお預かりする場合もございますので、そのために看護師等がおります。当然、保育士等もそういった知識が必要でございますので、今後そういった研修等に保育士等も参加をさせていただきますと考えております。

以上です。

○議長（川上要一） 益子明美さん。

○1番（益子明美） これは市と町のほうに聞きなさいということなので、私もそうさせていただきますと思いますが、両市町間で料金設定をされると思いますので、その中でほかのところでの料金設定というのを参考にされるとは思いますが、なるべく低料金、そしてできれば無料化などを実現して、ぜひ南那須地域に来てくださいという形で宣伝され

てもよいのかなと思いますので、これは要望にとどめたいと思います。

そして、ごみ処理施設関連についてですが、これは今、基本構想を策定中でコンサルにお願いしているわけですね。その中で、コンサルからの回答が今年の7月にあつて、検討委員会が開かれると。検討委員会は6回しか開かれなわけですね。コンサルがだいたいのだういったものが望ましいということその段階で出してきてから検討するというのは、本当に難しい状況であると思うんですが、具体的にコンサルに対して組合の考え方というのはお伝えしているのでしょうか。そういったことに基づいてコンサルは、当地区に合った処理施設の規模というものを比較検討して考えられているのかお伺いしたいと思います。どういった要望をコンサルにお伝えしているかをお伺いします。

○議長（川上要一） 施設整備室長。

○施設整備室長（澤村雅彦） コンサル業者に対しましては、仕様書を作成してこちらから指示をしているところですが、仕様書の作成につきましては、構成市町の副市長、副町長、関係課長で構成します一般廃棄物処理施設整備検討委員会におきまして協議をいたしております。その中で、今後出てきたものを再度検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川上要一） 益子明美さん。

○1番（益子明美） 先の全員協議会に出されました計画書では、公設公営というふうなものが書かれているんですね。でも、これはまだ決定したということではないと先ほどの組合長の答弁から考えますけれども、公設公営、P Fなどの民設民営、それから長期包括委託方式、D B O方式等いろいろありますけれども、このD B O方式を最近導入している地区がたくさんあるわけですね。このD B O方式を使って設計、建設、運営、維持管理ということで、多額の費用がかかるということで塩谷広域では否決をされたわけなんですね。

私が資料を拝見している中では、一番最初の塩谷広域のごみ処理施設の計画というのは、58億円だったんですよ。それがいつの間にか119億円まではね上がっている。それはオリンピックの資材高騰とか人件費の高騰もあるらしいんですが、あまりに高額ですね。そして、それに対する導入を考えたときに、管理、施設運営を含めてお願いするとなると、

入札するところも少なくなっていく。本当に高い費用がかかるような方式にどんどんなっていってしまうんですよ。

そういうことを比較検討してきちんとコンサルの中で基本構想としてお示しいただけると思うんですけども、それよりも、先ほどの樋山隆四郎議員の考え方とは私は違うんですが、今回はほかの広域議会とはなかなか受け入れ状況が難しかったけれども、次の段階はもうほかの広域との連携のごみ処理を考えると。それまでもつような、本当に最小で財源のかからない運営管理、もうコストもかからないような方法を検討するというような考え方はないのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（川上要一） 組合長。

○組合長（大谷範雄） 先ほどのご質問の中で、樋山隆四郎議員また益子明美議員からも、同様のご質問だと私は思っておりますが、いずれにしてもこれからの人口減少社会でのごみ処理のあり方というのは、私どもも喫緊の課題でございます。市町とも大変財政は厳しい中での、大きな資源はございませんので、そういった意味では、効率のいい施設にする。あるいは、私どもは25年度、他広域行政事務組合に呼びかけ、あるいはその前から水面下ではそのような働きかけも実はしてきたんです。そういったところからそういった経過はあるんですが、そういったところも水面下で模索をしながら、南那須広域事務組合のごみ処理のあり方は、やっぱりこういうふうに検討すべきだろうと思いますので、答弁はその程度にさせていただきたいと、このように思います。

○議長（川上要一） 益子明美さん。

○1番（益子明美） 時代が変わると、組合長とか行政職員とかがどんどん変わっていき、その考え方がきちんと引き継がれるかどうかというのはまた問題があると思うんですが、南那須地域の人口減少と財政の厳しさというのは、本当に両市町、組合長、副組合長は身をもって感じているところであると思います。そういった意味でも、市町の存続をかけるには、こういったごみ処理施設の大規模運営費をかけるような、事業費がかかっていくのはぜひとも避けたいと私は思うんです。ですから、そのことも含めて、きちんとコンサルのほうに協議していただいて、できるだけ小さなもので、ただ交付金の関係で発電効率と熱回収の合計が10%ないと交付金が対象となりませんよという厳しい条件もありますが、そこはクリアしつつ、最小限に抑えるというところで何とか折り合いをつけてい

ただくのが、当組合にとっても、両市町にとってもいいものだと考えております。ぜひその辺を考えていただき、よりよいごみ処理施設を決定していただきたいと思いますが。

先ほど、ごみの量が減ってきたり、リサイクルをしていくということで、どういった大きさが必要なのかということと比較検討をいろいろしてみるということですが、どうしても2基、今のところこの予定表では16時間稼働、50トンが2基必要というふうになっていますが、2基はどうしても必要なかどうか、その辺もあわせて検討していただきたいと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えなのかお伺いします。

○議長（川上要一） 施設整備室長。

○施設整備室長（澤村雅彦） 焼却炉につきましては、やはり2基は必要になるかと思えます。それにつきましては、年に何度かは清掃したり、急な故障等が発生することもありますので、今、衛生センターの施設につきましては、生ごみをためておく場所が1週間ぐらいしかもちませんので、それ以上修繕にかかった場合は、衛生センターは何もすることができなくなってしまいますので、その辺のことはご了承のほうをお願いできればと思います。

以上です。

○議長（川上要一） 益子明美さん。

○1番（益子明美） 考え方としては、リサイクルを進めて、ごみの堆肥化も進めて、ごみを減少していくということが主流にあるわけですね。それと、ここに焼却施設が2基あるということは、ごみを一定量ためないと2基が継続的に運転して行って、運転しないと劣化して、やっぱり改修費も必要になってくるわけですね。矛盾したことが起きてしまうわけですね。ごみを分別して少なくしていくのに、どうしてもある一定の焼却炉が必要だというのは、それはすごく矛盾している考えだなと思うんですけども、それよりももう減量化にきっちりシフトして、いついつまでにこういったごみの量に両市町が抑えて、広域ではこのようにやっていきますよと。それだからこういった焼却施設はこれで十分なんだよというような、反対の逆転の発想で考えていくというのも1つだと思いますので、そういった考え方もしていただければと思います。

今、基本構想策定中でありますので、その基本構想を待っているとともに、待つだけじゃなくて、私たち広域議員、また両市町の議員もしっかりこの件に関しては勉強して、よ

りよい財政負担の少ないものを考えていかればなと思います。

最後は要望のような形になってしまいましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（川上要一） 益子明美さんの質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議された事件は全て終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成28年第1回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。皆さん、ご起立願ひます。ご苦勞さまでした。

[午後4時23分閉会]